

第一八三宗議会 宗務総長挨拶

宗務総長 増田修誠

慈光照護のもと、皆さまにおかれましては、法務ご多用のなか、第一八三宗議会にご出席を賜りまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和七年七月七日、常磐井和子大裏方様が九十四歳にてご逝去され、七月十日仮通夜、七月十一日密葬、大裏方様の生前中の御功績を偲び、相営なまさせていただきました。皆さまには、ご会葬、ご焼香を賜り謹んで感謝と御礼を申し上げます。

今日に至るまで、前法主殿を献身的に支えられておられたお姿、坊守会・婦人会の活動を非常に大切にされ、皆さんの先頭に立って積極的に本山婦人会の活動に、ご活躍されましたお姿、真宗高田派聖典を出版され、ご逝去される直前まで、御開山聖人の御消息の研究に心血を注がれ、常に学問の研鑽を積まれておられたお姿、

昭和四十九年五月、今から五十一年前、大裏方様は、『白道』発刊のことばに、

【御開山親鸞聖人の八〇一回の降誕会を間近にひかえ、この度、派内の坊守の皆様にもむけて、そ

の御信心をいっそう深め、その責任の一助ともなりますように、小誌『白道』を発刊いたしました。

誌名は、善導大師の二河譬の「正しく水火の中間に一つの白道あり――渡るべし。」によりました。文中の「水火」は貪愛瞋憎（とんないしんぞう）を、「白道」は本願の大道をあらわします。すなわち娑婆世界の業苦の中にあつて、念仏一筋に生きよとの教えであります。

どうか、「白道」誌にこめられました願いを汲みとられまして、今後とも愛読し活用していただきますようお願いいたします。」

と、私たちの歩む道をお示しく下さいました。

その白道のみ教えのままに「寂しさ・悲しさを、尊いご縁といただき」謹んで、御念仏を申し上げ、至心院殿尽学和順大姉大裏方様八月十九日通夜、八月二十日、本葬儀式に際し、ご会葬・ご焼香を賜りました皆さまに謹んで感謝と御礼を申し上げます。

現在直面している厳しい財政状況、宗門の教えを未来への世代へ伝えていくために、第一八一・第一八二宗議会にて御承認をいただき、財政委員会、財政諮問委員会が立ち上げられました。財政状況の分析、安定した財源の確保、さらに長期的な財政計画につき、専修寺の多くの建造物、国宝・重要文化財指定の建物を修繕・維持管理していくのに高田派の所属寺院や同行皆さまの浄財だけでは到底賄えず、毎年数千万円予算計上され、財政逼迫の大きな要因となっております。

しかしながら、国宝・重要文化財をはじめとする貴重な建造物の修繕・保存は、一度手を緩めれば取り返しのつかない損失を招くものであり、私たちの世代の責任として果たさねばならぬ重大な使命であります。

これまで先人のご尽力によって建てられた納骨堂があるおかげで安定した収入をもたらしておりますが、年々返却数が増え、厳しい状況に陥ってきております。大法要の御懇志浄財で蓄えた特別会計の積立金を取り崩して毎年の赤字を補填している状況が続いております。

このような状況を踏まえ、財政委員会、財政諮問委員会のもと、今後は従来の財源に依存するのみではなく、新たな収入源の確保、支出の精査、そして将来を見据えた持続可能な運営体制の構築が急務となっております。「真宗高田派法規」の一部改正につきましても、文化庁より法律の一部改正が公布されたほか、現在に応じた改正を検討いただいた次第であります。

宗門の教えを次代へ確かに伝え、専修寺の法灯を絶やすことなく守り続けるために、宗派内外を問わず、広くご理解とご協力をいただきながら、より多角的な取り組みを進めていかねばなりません。

一人ひとりのご支援が、未来の専修寺を力強く支えていく大きな力となります。どうか現状をご理解いただき、今後とも変わらぬお力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

宗 達

宗 達 第一二三〇号

法主殿来る令和七年十二月六日午後一時より真宗高田派専修寺横浜別院報恩講に御親修御親教相成る

令和七年八月二十二日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一二三一号

法主殿来る令和七年十月三日、四日真宗高田派専修寺北海道別院報恩講に御親修御親教相成る

令和七年九月十日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一二三二号

法主殿来る令和七年十一月三十日午前十一時より真宗高田派専修寺関東別院報恩講に御親修御親教相成る

令和七年九月十日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一二二三号

法主殿来る令和七年十一月十五日、十六日真宗高田派本寺専修寺報恩講に御親修御親教相成る

令和七年九月十日

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

法主鈐印

任 免

令和七年九月十二日

依請解其職

庶務部部长兼庶務部庶務課課長 録事 多賀 孝顕

令和七年九月十三日

統括を命ずる 眞性寺住職 多賀 孝顕

令和七年九月十八日

第百八十三宗議会説明委員を命ずる

宝物館館長 大野 照文
教学課課長 藤澤 真樹

第百八十三宗議会書記を命ずる

録事 全 塩崎 慶脩
小谷 正信

第百八十三宗議会宗務委員を命ずる

監正局長 佐藤 唯信

財務課課長 玉野 章法
参拝課課長 中野 達照
庶務課 多賀 孝顕
共済会事務局 梅林 清香
顧問會計士 山中 利之

令和七年十月一日

依請解其職

予備知堂

古田 廣海

令和七年十月二日

庶務部庶務課課長を命ずる

庶務課 録事

上田 隆順

録事長を命ずる

庶務課課長 録事

上田 隆順

庶務部庶務課主任を命ずる

筆耕主任

梅林 清香

令和七年十月三日

令和七年福井別院報恩講中布教師を命ずる

専福寺住職

金森 顕宏

令和七年福井別院報恩講中威儀視察を命ずる

常楽寺住職

伊藤 雅念

稱名寺住職

轉法輪智見

榮照寺住職

藤原 法壽

勝光寺住職

佐々木俊英

光照寺住職

加藤 智性

令和七年福井別院報恩講中唱導師を命ずる

仙福寺住職

佐々木真修

本流院住職

秦 一心

聖徳寺住職

土屋 宗亮

組長交代

令和七年九月三十日

依請解其職

三重第二十一組西組長

藤井 哲也

三重第二十一組西部組長を命ずる

本立寺住職

米澤 大俊

住職拝命

令和七年十月十日

東京都台東区元浅草

稱念寺副住職

永 忠宏

補 稱念寺住職

依請解其職

稱念寺住職

永 滋雄

三重県鈴鹿市三日市
補 良珠院住職

良珠院衆徒

江上 武徳

三重県津市藤方
補 圓光寺住職

圓光寺衆徒

義村 光昌

依請解其職

圓光寺住職

小松 光肇

三重県鈴鹿市若松東
補 寶祥寺住職

寶祥寺衆徒

鷹阪 秀仁

愛知県岡崎市昭和町字川田
補 宝乗寺住職

宝乗寺衆徒

深見 志保

依請解其職

宝乗寺住職代務者

畷村 春光

副住職任命

令和七年十月九日

三重県鈴鹿市西条
任 心覺寺副住職

心覺寺衆徒

桜井 亮修

得度

令和七年十月十日

愛知県豊橋市東新町
彩香院 真理 院家二等

願成寺衆徒

福澤 真理

三重県津市久居一色町
悠仁院 裕慎 老分一等

西蓮寺衆徒

藤原 裕次

福井県福井市折立町
浄照院 和敬 中老二等

西生寺衆徒

橋本 敬之

転属

令和七年九月十二日

三重県津市高茶屋浄誓寺衆徒に転属を許可する
三重県津市久居一色町 西蓮寺衆徒

稲森 信空

還俗

令和七年八月二十八日
三重県鈴鹿市神戸

称名寺衆徒

北畠 周道

九・二二 晨朝

北畠 大道
水谷 忍英

九・二三 晨朝

富田 健自
磐城 英嗣

九・二四 晨朝

上杉 祥樹
榎森 良則

九・二五 晨朝

大律師
榎森 良則

九・二六 晨朝

栗廻 隆興
浦井 宗司

九・二七 日中

權中僧都
田中 明誠

九・二八 日中

權中僧都
吉尾 真祐

改姓

令和七年七月二十五日
北海道岩内郡共和町宮丘
「島」と改姓する

聖賢寺副住職

井内 優香

九・二三 日中

中僧都
弓削 弘胤

布教任命

讚佛会説教

九・二〇 晨朝

日中

九・二二 晨朝

日中

中僧都 佐藤 弘道

權中僧都 藤浦 弘導

權少僧都 真置 信海

律師 隆 妙灑

九月御影堂常在説教（晨朝）

九・一 權大僧都

九・二 權中僧都

九・三 權中僧都

九・四 少僧都

九・五 大律師

九・六 權中僧都

九・七 權中僧都

九・八 律師

戸田 栄信

中村 宜成

生桑 崇等

岡 知道

高島 光憲

田中 明誠

藤浦 弘導

吉尾 真祐

九・九 權中僧都 上杉 祥樹

九・一〇 律 師 北畠 心淳

九・一一 中僧都 南部 義幸

九・一二 權中僧都 三井 蓮孝

九・一三 律 師 田中 唯聰

九・一四 律 師 若林 妙百

九・一五 權少僧都 真置 信海

九・一六 權中僧都 中村 宜成

九・一七 大律師 高島 光憲

九・一八 中僧都 青木 義成

九・一九 律 師 堤 一真

九・二〇 律 師 松山 智慧

九・二八 權中僧都 栗廼 隆興

九・二九 律 師 田中 光明

九・三〇 權中僧都 里榮 秀教

九月御影堂常在説教(日中・逮夜)

九・七 逮夜 權少僧都 真置 信海

九・八 日中 少僧都 岡 知道

九・九 逮夜 權大僧都 浦井 宗司

九・一〇 日中 少僧都 千草 篤昭

九・一五 逮夜 權少僧都 高藤 英光

九・一六 日中 權少僧都 高藤 英光

十月御影堂常在説教(晨朝)

十・一 權中僧都 藤浦 弘導

十・二 權中僧都 中村 宜成

十・三 權中僧都 田中 明誠

十・四 權中僧都 上杉 祥樹

十・五 權大僧都 戸田 榮信

十・六 權中僧都 里榮 秀教

十・七 大律師 松谷 慧光

十・八 權中僧都 栗廼 隆興

十・九 權少僧都 真置 信海

十・一〇 權中僧都 三井 蓮孝

十・一一 律 師 田中 唯聰

十・一二 中僧都 青木 義成

十・一三 律 師 吉尾 真祐

十・一四 權中僧都 藤浦 弘導

十・一五 律 師 若林 妙百

十・一六 少僧都 岡 知道

十・一七 權中僧都 生桑 崇等

十・一八 大律師 富山 翔真

十・一九 中僧都 栗廼 隆興

十・二〇	權中僧都	栗真	光暎
十・二一	律師	富田	健自
十・二二	律師	北畠	心淳
十・二三	律師	隆	妙灑
十・二四	少僧都	藤澤	真樹
十・二五	權中僧都	上杉	祥樹
十・二六	權大僧都	浦井	宗司
十・二七	律師	若林	妙百
十・二八	大律師	北畠	大道
十・二九	大律師	高島	光憲
十・三〇	律師	田中	光明
十・三一	律師	堤	一真

十月御影堂常在説教（日中・速夜）

十・七	速夜	律師	水谷	忍英
十・八	日中	權中僧都	中村	宜成
十・九	速夜	權大僧都	島	義恵
十・一〇	日中	權中僧都	田中	明誠
十・一五	速夜	律師	隆	妙灑
十・一六	日中	權少僧都	真置	信海

高田慈光院 月例法会

九・一〇、二六	中僧都	青木	義成
九・一六	中僧都	弓削	弘胤
十・一〇、一六、二六	權中僧都	田中	明誠
報徳園 月例法会			
九・一五	權中僧都	田中	明誠
十・一五	少僧都	山中	真諭



敬 弔

次の方々が御往生なさいました。謹んで敬弔の意を表します。

令和七年

十・六

三重県松阪市小野江町
本楽寺前坊守

立花 幸子

八・一九 三重県鈴鹿市三宅町

蓮性寺住職 實義 眞澄

愛知県安城市東端町
西蓮寺前坊守 東端 敏江

贈 少僧都

八・二三 三重県津市安濃町内多

来照寺前坊守 生桑 幹子

九・一四 愛知県岡崎市檜山町字仲村

浄泉寺前住職 戸田 信行

贈 大僧都
贈 権少僧正

九・一五 三重県四日市市六名町

光輪寺前坊守 中村 典子

九・二三 東京都八王子市東中野

善徳寺住職 相馬 尚教

贈 権少僧都



第 183 宗議会 報告

令和 7 年 9 月 30 日から 10 月 1 日の 2 日間、第 183 宗議会が高田会館ホールにて開催された。

開会に先立ち、運営委員会が開催され、日程進行について協議された。

本議会は法主殿のお言葉をいただき午前 10 時 30 分に議長が開会宣言を行い、議事進行された。

議会は宗務総長の挨拶から始まり、議案第 1 号から議案第 8 号の上程が行われた。引き続き宗務総長の挨拶に関連する総体質問がおこなわれた。

その後に議案説明により質疑が行われた後、決算委員会へと引き継がれ、議案の詳細及び議案関連の質疑が休憩をはさみ慎重に行われ、午後 4 時 30 分委員会は休会となり第 1 日目を終えた。

今議会は議員任期最終の定例宗議会となるため、30 日午後 5 時より法主殿、内局及び説明委員を迎えてますますの親睦を深めることと慰労とを兼ねた懇親会を行った。

10 月 1 日第 2 日目午前 9 時 30 分委員会が再開され委員会精査は委員全員の賛成により議案は承認され本会議が再開された。

本会議では報告事項による質疑応答、山政一般に関する質問が一段落し、議案採決が行われ、上程された全議案は賛成多数にて可決され、第 183 宗議会の行程が終了し議長が閉会宣言を行い、午前 11 時 00 分閉会した。

閉会后、議場に法主殿をお迎えし議長が議事の奉告を申し上げ、お言葉をいただき、解散となった。

提出され可決された議案及び報告は次のとおりである。

以上

第 183 宗議会議案

- 議案第 1 号 令和 6 年度 真宗高田派歳入歳出決算
議案第 2 号 令和 6 年度 専修寺歳入歳出決算
議案第 3 号 令和 6 年度 真宗高田派共済会歳入歳出決算
議案第 4 号 令和 6 年度 高田派法主褒賞特別会計歳入歳出決算
議案第 5 号 令和 6 年度 専修寺聖教保存修理特別会計歳入歳出決算
議案第 6 号 令和 7 年度 専修寺歳入歳出補正予算（案）
議案第 7 号 義納金（賦課金）改定
議案第 8 号 「真宗高田派法規」の一部改正

- 報告事項 1 国宝専修寺如来堂美観向上整備事業の進捗状況について
報告事項 2 財政健全化への取り組みについて

上記のとおり提出します

令和 7 年 9 月 30 日

宗務総長	大僧都	増	田	修	誠
総	務	中僧都	藤	谷	知
総	務	中僧都	弓	削	弘

議案第1号

令和6年度 真宗高田派歳入歳出決算

について別紙のとおり提出します

令和7年9月30日

宗務総長	大僧都	増田修誠
総務	中僧都	藤谷知良
総務	中僧都	弓削弘胤

貸借対照表
令和7年 5月31日現在

真宗高田派

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
【資産の部】		
基本財産		
土 地	407,511	
基本財産合計		407,511
普通財産		
固定資産		
土 地	123,923,000	
建 物	455,768,525	
構 築 物	6,859,236	
車 両 運 搬 具	110,417	
什 器 備 品	3,033,392	
リ ー ス 資 産	6,454,734	
退 職 給 与 引 当 特 定 資 産	9,254,738	
減 価 償 却 引 当 特 定 資 産	223,760,041	
災 害 損 失 引 当 特 定 資 産	6,000,000	
教 学 基 金 積 立 特 定 資 産	50,000,000	
財 政 支 援 引 当 特 定 資 産	300,000,000	
固定資産合計	1,185,164,083	
流動資産		
現 金 預 金	24,625,508	
貯 蔵 品	7,229,529	
未 収	938,337	
流動資産合計	32,793,374	
普通財産合計		1,217,957,457
資産合計		1,218,364,968
【負債の部】		
固定負債		
リ ー ス 債 務	5,461,698	
退 職 給 与 引 当 金	9,254,738	
固定負債合計		14,716,436
流動負債		
1 年 内 支 払 予 定 リ ー ス 債 務	993,036	
未 払 金	20,903,292	
未 払 法 人 税 等	72,000	
未 払 消 費 税	67,100	
流動負債合計		22,035,428
負債合計		36,751,864
【正味財産の部】		
正味財産		1,181,613,104
負債及び正味財産合計		1,218,364,968

収 支 計 算 書
令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

真宗高田派

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
【収入の部】				
宗教活動収入	[122,566,500]	[123,258,973]	[△ 692,473]	
冥加金	(13,100,000)	(17,054,000)	(△ 3,954,000)	
僧侶冥加金	5,800,000	5,729,000	71,000	
その他冥加金	1,300,000	1,809,500	△ 509,500	
礼録	6,000,000	9,515,500	△ 3,515,500	
懇志金	(21,000,000)	(20,498,983)	(501,017)	
報恩講懇志金	12,000,000	12,053,154	△ 53,154	
報恩講賽銭金	2,000,000	1,940,829	59,171	
諸法要懇志金	4,000,000	4,745,000	△ 745,000	
団参懇志金	3,000,000	1,760,000	1,240,000	
義納金	(78,466,500)	(76,952,000)	(1,514,500)	
寺院賦課金	77,766,500	76,840,000	926,500	
過年度収入	700,000	112,000	588,000	
刊行物収入	(10,000,000)	(8,753,990)	(1,246,010)	
刊行物冥加金	10,000,000	8,753,990	1,246,010	
資産管理収入	[300,000]	[935,547]	[△ 635,547]	
資産運用収入	(300,000)	(935,547)	(△ 635,547)	
諸利子	300,000	935,547	△ 635,547	
雑収入	[13,120,000]	[12,853,605]	[266,395]	
雑収入(課税)	(5,220,000)	(5,629,273)	(△ 409,273)	
広告掲載料	640,000	1,270,000	△ 630,000	
会館等使用料	3,600,000	3,600,000	0	
自販機手数料	120,000	90,987	29,013	
その他課税収入	500,000	308,286	191,714	
宗報広告掲載料	360,000	360,000	0	
雑収入(非課税)	(7,900,000)	(7,224,332)	(675,668)	
宗報等購読料	700,000	698,390	1,610	
懇志、御札等	2,000,000	1,818,092	181,908	
参拝記念印	5,000,000	3,970,200	1,029,800	
その他の非課税	200,000	737,650	△ 537,650	
特定預金取崩収入	[42,500,000]	[50,000,000]	[△ 7,500,000]	
減価償却引当預金取崩収入	(0)	(50,000,000)	(△ 50,000,000)	
減価償却引当預金取崩収入	0	50,000,000	△ 50,000,000	
引当金取崩収入	(42,500,000)	(0)	(42,500,000)	
引当金取崩収入	42,500,000	0	42,500,000	
当期収入合計(A)	178,486,500	187,048,125	△ 8,561,625	
前期繰越収支差額	2,643,278	807,669	1,835,609	
収入合計(B)	181,129,778	187,855,794	△ 6,726,016	
【支出の部】				
宗教活動支出	[115,766,100]	[115,560,745]	[205,355]	
宗教活動費	(63,934,000)	(66,023,730)	(△ 2,089,730)	
報恩講費	16,650,000	19,314,259	△ 2,664,259	
諸法会費	2,970,000	2,404,260	565,740	
講社補助費	4,000,000	4,154,441	△ 154,441	
旅費	3,000,000	2,273,628	726,372	
扱費	400,000	393,590	6,410	
総長交際費	600,000	291,847	308,153	

科 目					予 算 額	決 算 額	差 異	備考
山	内	清	掃	費	2,530,000	2,292,246	237,754	
諸	会		議	費	890,000	1,632,113	△ 742,113	
事		務		費	1,800,000	1,807,525	△ 7,525	
褒		賞		費	2,000,000	2,086,471	△ 86,471	
团	参		拔	費	510,000	613,812	△ 103,812	
広	報	事	業	費	17,500,000	17,410,150	89,850	
調		度		費	750,000	143,550	606,450	
出		版		費	1,900,000	1,046,925	853,075	
負		担		金	800,000	816,900	△ 16,900	
修		繕		費	1,900,000	3,651,682	△ 1,751,682	
刊	行	物	購	入	5,350,000	5,371,200	△ 21,200	
教	育	研	究	費	74,000	77,880	△ 3,880	
自	動	車	諸	費	150,000	132,531	17,469	
損	害	保	險	料	160,000	108,720	51,280	
宗	議		会	費	(4,450,000)	(3,908,022)	(541,978)	
議	員	手	当	旅	2,900,000	2,811,569	88,431	
議	長	交	際	費	200,000	200,000	0	
議	会	事	務	局	150,000	211,031	△ 61,031	
議	会	運	營	費	1,200,000	685,422	514,578	
監	正	局	局	費	(250,000)	(2,750)	(247,250)	
監	正	局	会	議	200,000	0	200,000	
監	正	局	長	交	50,000	2,750	47,250	
教		学		費	(17,730,000)	(14,236,679)	(3,493,321)	
教	学	研	究	費	860,000	906,944	△ 46,944	
教	学	布	教	費	4,170,000	3,911,852	258,148	
出	版	広	報	費	3,700,000	2,129,030	1,570,970	
教	学	各	種	团	2,000,000	1,748,620	251,380	
婦	人	坊	守	教	1,240,000	1,179,060	60,940	
青	少	年	教	化	4,760,000	3,706,228	1,053,772	
檀	信	徒	化	費	1,000,000	654,945	345,055	
教	学	院	運	營	(4,970,000)	(5,391,386)	(△ 421,386)	
教	学	院	教	学	1,900,000	2,080,780	△ 180,780	
教	学	院	調	度	70,000	105,366	△ 35,366	
教	学	院	諸	会	3,000,000	3,205,240	△ 205,240	
補	助	金	支	出	(12,800,000)	(12,800,000)	(0)	
高	田	学	苑	補	1,100,000	1,100,000	0	
高	田	幼	稚	園	700,000	700,000	0	
本	寺	崇	敬	費	8,000,000	8,000,000	0	
高	田	会	館	補	3,000,000	3,000,000	0	
租	税		公	課	(1,557,100)	(1,502,550)	(54,550)	
法		人		税	72,000	72,000	0	
消		費		税	500,000	443,900	56,100	
固	定	資	産	税	985,100	985,000	100	
印		紙		税	0	1,650	△ 1,650	
管	理			費	(10,075,000)	(11,695,628)	(△ 1,620,628)	
消	耗	品		費	1,240,000	1,261,731	△ 21,731	
リ	一	ス		料	100,000	0	100,000	
水	道	光	熱	管	4,395,000	6,231,180	△ 1,836,180	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
諸 雑 費	640,000	1,104,051	△ 464,051	
通 信 印 刷 費	3,700,000	3,098,666	601,334	
人 件 費	[60,430,000]	[64,935,415]	[△ 4,505,415]	
給 料 手 当	(60,430,000)	(64,935,415)	(△ 4,505,415)	
諸 給 与 費	49,000,000	53,358,006	△ 4,358,006	
日 直 宿 直 費	900,000	795,900	104,100	
通 勤 補 助 費	1,530,000	1,524,216	5,784	
福 利 厚 生 費	9,000,000	9,257,293	△ 257,293	
資 産 取 得 支 出	[1,930,000]	[1,122,418]	[807,582]	
備 品 取 得 支 出	(730,000)	(625,900)	(104,100)	
備 品 取 得 支 出	730,000	625,900	104,100	
リ ー ス 債 務 支 出	1,200,000	496,518	703,482	
特 定 預 金 支 出	[0]	[715,763]	[△ 715,763]	
退 職 給 与 引 当 預 金 支 出	0	595,763	△ 595,763	
減 価 償 却 引 当 預 金 支 出	0	120,000	△ 120,000	
繰 入 金 支 出	[1,000,000]	[1,000,000]	[0]	
繰 入 金 支 出	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	
高田派共済会回金	1,000,000	1,000,000	0	
予 備 費	[1,000,000]	—————	[1,000,000]	
当期支出合計(C)	180,126,100	183,334,341	△ 3,208,241	
当期収支差額(A)-(C)	△ 1,639,600	3,713,784	△ 5,353,384	
次期繰越収支差額(B)-(C)	1,003,678	4,521,453	△ 3,517,775	

※差異の△表記は歳入歳出ともに決算額が予算額を超過したものに付しております。

正味財産増減計算書

令和 6年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

真宗高田派

(単位:円)

科 目	金 額	
【増加の部】		
資産増加額		
当期収支差額	3,713,784	
什器備品購入額	625,900	
リース資産増加額	6,951,252	
当期末貯蔵品	7,229,529	
退職給与引当資産増加額	595,763	
減価償却引当資産増加額	120,000	19,236,228
負債減少額		
リース債務支払額	496,518	496,518
増加額合計		19,732,746
【減少の部】		
資産減少額		
建物減価償却額	33,654,165	
構築物減価償却額	469,599	
車両運搬具減価償却額	265,000	
什器備品減価償却額	1,383,278	
リース資産減価償却額	496,518	
前期末貯蔵品	7,251,315	
減価償却引当資産取崩額	50,096,000	93,615,875
負債増加額		
退職給与引当金繰入額	595,763	
その他負債増加額	6,951,252	7,547,015
減少額合計		101,162,890
当期正味財産減少額		81,430,144
前期繰越正味財産額		1,263,043,248
期末正味財産合計額		1,181,613,104

財 産 目 録
令和7年 5月31日現在

真宗高田派

(単位：円)

科 目		金 額	
【資産の部】			
基本財産			
土	地	407,511	
津市大里窪田町		199,506	
津市安濃町安濃		208,005	
基本財産合計			407,511
普通財産			
固定資産			
土	地	123,923,000	
建	物	455,768,525	
宗務院		193,751,558	
有慶堂		1	
高田会館		262,016,966	
構 築	物	6,859,236	
照明増設工事		1	
参道舗装		1	
唐門スロープ		1	
駐車場		1	
高田会館		6,859,232	
車 両	運 搬 具	110,417	
緑化管理車両		110,417	
什 器	備 品	3,033,392	
什器備品全体		3,033,392	
リ ー ス	資 産	6,454,734	
退 職 給 与 引 当	特 定 資 産	9,254,738	
百五銀行 定期預金		9,254,738	
減 価 償 却 引 当	特 定 資 産	223,760,041	
百五銀行 定期預金		107,640,041	
三十三銀行 定期預金		36,000,000	
外国社債		40,000,000	
投資信託		10,000,000	
5年利付国債		30,120,000	
災 害 損 失 引 当	特 定 資 産	6,000,000	
百五銀行 定期預金		2,000,000	
三十三銀行 定期預金		4,000,000	
教 学 基 金 積 立	特 定 資 産	50,000,000	
百五銀行 定期預金		50,000,000	
財 政 支 援 引 当	特 定 資 産	300,000,000	
百五銀行 定期預金		190,090,000	
百五銀行 譲渡性預金		100,000,000	
10年利付国債		9,910,000	
固定資産合計		1,185,164,083	
流動資産			
現 金	預 金	24,625,508	
現 金 手 許	有 高	1,794,285	
普 通	預 金	21,426,986	
百五銀行		15,845,928	
三十三銀行		5,536,058	
百五証券 預け金		45,000	
定 期	預 金	1,404,237	
百五銀行		1,404,237	

科 目		金 額	
貯 蔵 品		7,229,529	
未 収 金		938,337	
旅費		654,543	
事務費		249,475	
雑収入		3,609	
専修寺		30,710	
流動資産合計		32,793,374	
普通財産合計			1,217,957,457
資産合計			1,218,364,968
【負債の部】			
固定負債			
リ ー ス 債 務		5,461,698	
退 職 給 与 引 当 金		9,254,738	
固定負債合計			14,716,436
流動負債			
1 年 内 支 払 予 定 リ ー ス 債 務		993,036	
未 払 金		20,903,292	
旅費		153,600	
諸会議費		23,375	
事務費		517,000	
褒賞費		1,285	
団参拝費		250,039	
広報事業費		90,442	
修繕費		9,350	
刊行物購入費		814,000	
教学布教費		11,550	
教学院教学研究		54,560	
教学院調度費		7,040	
消耗品費		17,121	
通信印刷費		109,677	
水道光熱管理費		4,088,808	
諸雑費		13,903	
諸給与		4,358,006	
日直宿直費		795,900	
通勤補助費		1,524,216	
福利厚生費		7,953,893	
自動車諸費		26,774	
リース債務支出		82,753	
未 払 法 人 税 等		72,000	
未 払 消 費 税 等		67,100	
流動負債合計			22,035,428
負債合計			36,751,864
正味財産			1,181,613,104

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

残存価額を零とする定額法により計上しております。

なお、減価償却引当特定資産は、減価償却資産の更新に備えるため、有形固定資産の減価償却累計額に等しい金額を積み立てております。当年度末における減価償却引当特定資産と減価償却累計額は下記のとおりです。(単位：円)

減価償却引当特定資産	223,760,041
減価償却累計額の合計額	655,272,045
差 額	△ 431,512,004

(4) 引当金の計上基準

退職給与引当金については、期末に在職する職員の退職給与要支給額の合計額のうち、当法人負担額（当法人が3割負担、宗教法人専修寺が7割負担）を引当金として計上しております。

なお、退職給与引当特定資産は、将来の職員退職金の支給に備えるため退職給与引当金に等しい金額を積み立てております。当年度末における退職給与引当金と退職給与引当特定資産は下記のとおりです。(単位：円)

退職給与引当特定資産	9,254,738
退職給与引当金	9,254,738
差 額	0

(5) 資金の範囲

資金の範囲には、現金、預金、未収金、立替金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等を含めております。なお、前期末及び当期末残高は、下記5に記載するとおりであります。

(6) 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項ありません。

3. 特別財産及び基本財産の増減額及びその残高

(単位：円)

科 目	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高
土 地	407,511	0	0	407,511
基本財産合計	407,511	0	0	407,511

(注) 特別財産に該当する資産は、ありません。

4. 担保に提供している資産

該当事項ありません。

5. 次期繰越収支差額の内容

(単位：円)

科 目	前年度末残高	当年度末残高
現 金 預 金	22,521,195	24,625,508
未 収 金	298,944	938,337
合 計	22,820,139	25,563,845
未 払 金	21,048,170	20,903,292
前 受 金	818,000	0
未 払 法 人 税 等	72,000	72,000
未 払 消 費 税	74,300	67,100
合 計	22,012,470	21,042,392
次期繰越収支差額	807,669	4,521,453

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 年 度 末 残 高
建 物	1,011,735,087	555,966,562	455,768,525
構 築 物	59,884,203	53,024,967	6,859,236
什 器 備 品	48,397,807	45,364,415	3,033,392
車 両 運 搬 具	530,000	419,583	110,417
リ ー ス 資 産	6,951,252	496,518	6,454,734
合 計	1,127,498,349	655,272,045	472,226,304

7. 保証債務

該当事項ありません。

8. その他法人の収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項

特記事項ありません。

以上

議案第2号

令和6年度 専修寺歳入歳出決算

について別紙のとおり提出します

令和7年9月30日

宗務総長	大僧都	増田修誠
総務	中僧都	藤谷知良
総務	中僧都	弓削弘胤

貸借対照表
令和7年 5月31日現在

専修寺

(単位：円)

科 目	金 額	
【資産の部】		
特別財産		
宝 物	86,935,857	
什 物	55,087,528	
特別財産合計		142,023,385
基本財産		
土 地	7,657,880,830	
建 物	5,145,630,015	
基本財産合計		12,803,510,845
普通財産		
固定資産		
土 地	79,177,782	
建 物	1,144,353,597	
構 築 物	101,285,599	
車 両	236,846	
什 器 備 品	172,685,091	
ソ フ ト ウ エ ア	3,526,813	
投 資 有 価 証 券	619,796	
長 期 貸 付 金	425,000,000	
そ の 他 固 定 資 産	9,130	
納 骨 堂 引 当 特 定 資 産	280,457,538	
退 職 給 与 引 当 特 定 資 産	21,594,388	
固定資産合計	2,228,946,580	
流動資産		
現 金 預 金	512,143,585	
貯 蔵 品	3,054,501	
立 替 金	56,800	
未 収 金	18,848,813	
流動資産合計	534,103,699	
普通財産合計	2,763,050,279	
資産合計		15,708,584,509
【負債の部】		
固定負債		
退 職 給 与 引 当 金	21,594,388	
固定負債合計	21,594,388	
流動負債		
未 払 金	22,278,537	
前 受 金	50,780,000	
預 り 金	3,417,626	
流動負債合計	76,476,163	
負債合計		98,070,551
【正味財産の部】		
正味財産		15,610,513,958
負債及び正味財産合計		15,708,584,509

収支計算書

令和 6年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

専修寺

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備考
【収入の部】				
宗教活動収入	[252,170,000]	[242,171,922]	[9,998,078]	
進 納 所 冥 加 金	(93,500,000)	(89,318,272)	(4,181,728)	
進 納 所 冥 加 金	3,000,000	3,580,100	△ 580,100	
申 物 冥 加 金	80,000,000	75,584,900	4,415,100	
特 別 懇 志 金	4,500,000	3,525,300	974,700	
賽 銭	6,000,000	6,627,972	△ 627,972	
納 骨 堂 冥 加 金	(155,120,000)	(149,791,650)	(5,328,350)	
浄 華 台 冥 加 金	63,500,000	62,907,500	592,500	
納 骨 堂 加 入 冥 加 金	14,000,000	12,000,000	2,000,000	
納 骨 壇 移 転 冥 加 金	800,000	790,000	10,000	
永 年 管 理 冥 加 金	2,000,000	1,250,000	750,000	
懇 志 金	3,000,000	3,184,000	△ 184,000	
恭 敬 冥 加 金	71,820,000	69,660,150	2,159,850	
墓 地 冥 加 金	(3,550,000)	(3,062,000)	(488,000)	
墓 地 管 理 冥 加 金	3,500,000	3,046,000	454,000	
そ の 他 冥 加 金	50,000	16,000	34,000	
資産管理収入	[400,000]	[1,139,306]	[△ 739,306]	
資 産 運 用 収 入	(400,000)	(1,139,306)	(△ 739,306)	
諸 利 子	400,000	1,139,306	△ 739,306	
雑収入	[13,850,000]	[18,175,427]	[△ 4,325,427]	
雑収入	(3,200,000)	(13,239,727)	(△ 10,039,727)	
雑 収 入	3,000,000	3,914,313	△ 914,313	
懇 志 金 そ の 他 非 課 税	200,000	9,325,414	△ 9,125,414	
運 の 会 収 入	(2,500,000)	(1,840,000)	(660,000)	
運 の 会 年 会 費	2,500,000	1,840,000	660,000	
宝 物 館 収 入	(8,150,000)	(2,207,700)	(5,942,300)	
観覧料収入	8,000,000	2,084,700	5,915,300	
グッズ等販売収入	150,000	123,000	27,000	
竹 あ か り 収 入	(0)	(888,000)	(△ 888,000)	
竹 あ か り 懇 志 金	0	888,000	△ 888,000	
特 定 預 金 取 崩 収 入	[4,200,000]	[0]	[4,200,000]	
納 骨 堂 引 当 特 定 預 金 取 崩 収 入	4,200,000	0	4,200,000	
そ の 他 の 収 入	[25,000,000]	[25,000,000]	[0]	
貸 付 金 回 収 収 入	25,000,000	25,000,000	0	
当期収入合計(A)	295,620,000	286,486,655	9,133,345	
前期繰越収支差額	523,427,994	521,438,749	1,989,245	
収入合計(B)	819,047,994	807,925,404	11,122,590	
【支出の部】				
宗教活動支出	[172,204,700]	[167,552,305]	[4,652,395]	
門室費	(33,000,000)	(33,251,450)	(△ 251,450)	
門室費	33,000,000	33,251,450	△ 251,450	
維持費	(23,896,700)	(22,836,349)	(1,060,351)	
護 持 費	5,650,000	6,191,149	△ 541,149	
恭 敬 費	1,592,700	1,013,924	578,776	
事 務 費	3,080,000	3,355,000	△ 275,000	
扱 待 遇 費	2,500,000	2,334,695	165,305	
団 参 清 掃 費	50,000	82,500	△ 32,500	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備考
協 贊 費	524,000	524,000	0	
申 物 購 入 費	3,600,000	2,825,200	774,800	
調 化 財 保 存 費	1,850,000	1,553,480	296,520	
文 院 殿 三 年 忌 法 要	1,250,000	1,109,433	140,567	
平 等 院 殿 三 年 忌 法 要	1,800,000	1,267,950	532,050	
堯 禊 上 人 三 十 三 年 忌 法 要	2,000,000	2,579,018	△ 579,018	
管理費	(81,500,000)	(84,468,097)	(△ 2,968,097)	
自 動 車 諸 費	1,450,000	1,417,402	32,598	
水 道 光 熱 管 理 費	10,255,000	14,539,421	△ 4,284,421	
緑 化 管 理 費	3,095,000	3,984,686	△ 889,686	
通 信 印 刷 費	5,600,000	5,647,148	△ 47,148	
諸 消 耗 品 費	1,730,000	2,622,792	△ 892,792	
リ 一 ス 料	100,000	45,276	54,724	
損 害 保 險 料	3,410,000	3,326,220	83,780	
土 地 借 用 料	900,000	900,000	0	
租 稅 公 課	800,000	809,650	△ 9,650	
警 備 費	4,200,000	4,500,540	△ 300,540	
雑 費	1,060,000	2,509,148	△ 1,449,148	
防 火 設 備 費	5,700,000	4,928,440	771,560	
営 繕 補 修 費	43,200,000	39,237,374	3,962,626	
納骨堂費	(6,090,000)	(6,164,187)	(△ 74,187)	
法 會 費	3,480,000	3,630,664	△ 150,664	
記 念 品 費	600,000	550,000	50,000	
納 骨 堂 清 掃 費	2,010,000	1,983,523	26,477	
宝物館費	(13,118,000)	(5,750,072)	(7,367,928)	
展 示 活 動 費	2,440,000	1,940,715	499,285	
保 存 管 理 活 動 費	7,353,000	1,888,427	5,464,573	
研 究 費	850,000	60,000	790,000	
教 育 ・ 普 及 活 動 費	150,000	24,000	126,000	
グ ッ ズ 制 作 費	500,000	180,398	319,602	
広 報 物 制 作 費	80,000	64,470	15,530	
諸 會 議	150,000	76,080	73,920	
施 設 維 持 保 守 管 理 費	1,595,000	1,515,982	79,018	
墓地費	(1,100,000)	(1,145,150)	(△ 45,150)	
墓 地 維 持 管 理 費	1,000,000	1,141,150	△ 141,150	
墓 地 諸 雑 費	100,000	4,000	96,000	
交付金	(13,500,000)	(13,937,000)	(△ 437,000)	
院 号 交 付 金	13,000,000	13,362,000	△ 362,000	
納 骨 壇 加 入 交 付 金	500,000	575,000	△ 75,000	
人件費	[152,520,000]	[154,650,009]	[△ 2,130,009]	
給料手当	(152,520,000)	(154,650,009)	(△ 2,130,009)	
諸 給 与 費	122,850,000	124,502,013	△ 1,652,013	
庸 人 費	3,000,000	3,097,455	△ 97,455	
日 直 宿 直 費	2,100,000	1,857,100	242,900	
通 勤 補 助 費	3,570,000	3,556,504	13,496	
福 利 厚 生 費	21,000,000	21,636,937	△ 636,937	
資産取得支出	[24,773,100]	[28,431,442]	[△ 3,658,342]	
什 器 備 品 取 得 支 出	(3,773,100)	(3,648,700)	(124,400)	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
備 品 取 得 支 出	1,000,000	955,900	44,100	
ソフトウェア取得支出	2,773,100	2,692,800	80,300	
土 地 取 得 支 出	21,000,000	21,106,092	△ 106,092	
建 物 建 設 (購 入) 支 出	(0)	(2,897,344)	(△ 2,897,344)	
建 物 附 属 設 備 取 得 支 出	0	2,897,344	△ 2,897,344	
構築物建設支出	0	779,306	△ 779,306	
特定資産支出	[1,725,600]	[1,510,113]	[215,487]	
特 定 資 産 支 出	(1,725,600)	(1,510,113)	(215,487)	
退 職 給 与 引 当 特 定 資 産 支 出	1,725,600	1,390,113	335,487	
納 骨 堂 引 当 特 定 特 定 資 産 支 出	0	120,000	△ 120,000	
繰入金支出	[1,214,660]	[1,208,500]	[6,160]	
特別会計繰入金	(1,214,660)	(1,208,500)	(6,160)	
専 修 寺 聖 教 保 存 修 理 特 別 会 計	1,214,660	1,208,500	6,160	
予 備 費	[1,000,000]	—	[1,000,000]	
当期支出合計(C)	353,438,060	353,352,369	85,691	
当期収支差額(A)-(C)	△ 57,818,060	△ 66,865,714	9,047,654	
次期繰越収支差額(B)-(C)	465,609,934	454,573,035	11,036,899	

※差異の△表記は歳入歳出ともに決算額が予算額を超過したものに付しております。

正味財産増減計算書

令和 6年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

専修寺

(単位:円)

科 目	金 額	
【増加の部】		
資産増加額		
土地購入額	20,812,546	
建物建設(購入)額	2,897,344	
構築物建設額	779,306	
什器備品購入額	955,900	
ソフトウェア取得額	2,692,800	
期末貯蔵品棚卸高	3,054,501	
退職給与引当預金増加額	1,390,113	
納骨堂引当預金増加額	120,000	32,702,510
負債減少額		
増加額合計		32,702,510
【減少の部】		
資産減少額		
当期収支差額	66,865,714	
固定資産除却額	1	
建物減価償却額	47,815,843	
構築物減価償却額	8,529,224	
車両運搬具減価償却額	284,210	
什器備品減価償却額	17,410,747	
ソフトウェア減価償却額	468,248	
貸付金回収額	25,000,000	
その他資産減少額	1,392,470	167,766,457
負債増加額		
退職給与引当金繰入額	1,390,113	1,390,113
減少額合計		169,156,570
当期正味財産減少額		136,454,060
前期繰越正味財産額		15,746,968,018
期末正味財産合計額		15,610,513,958

財 産 目 録
令和7年 5月31日現在

専修寺

(単位：円)

科 目	金 額	
【資産の部】		
特別財産		
宝	物	
納骨堂ご本尊	86,935,857	
21・22・23世様	19,742,527	
聖徳太子像	1,185,000	
二十二世様頂画	2,226,800	
善信上人絵詞伝	765,000	
親鸞聖人絵伝	30,406,630	
真慧上人像	2,236,000	
後陽成院墨跡軸	3,410,400	
王振鵬羅漢軸	350,000	
御影堂保存修理	850,000	
什	物	
御影堂保存修理	25,763,500	
什物全体	55,087,528	
後陽成院墨跡軸	27,329,635	
特別財産合計	24,035,873	142,023,385
基本財産		
基本財産		
土	地	
本山境内地	7,657,880,830	
本山駐車場	4,927,896,240	
北海道別院境内	364,470,410	
高松院跡地	181,524,600	
関東別院貸与土地	49,760,000	
建	物	
建物全体	2,134,229,580	
御影堂保存修理	5,145,630,015	
基本財産合計	2,996,403,076	12,803,510,845
普通財産		
固定資産		
土	地	
南宿舎	79,177,782	
明日香坊官屋敷	27,218,000	
駐車場(旧武野薬局)	31,147,236	
建	物	
宗務院 建物	20,812,546	
御影堂 建物	1,144,353,597	
納骨堂 建物	17,303,334	
宗務院付属設備	28,131,078	
納骨堂付属設備	526,511,920	
御影堂付属設備	2,777,473	
南宿舎 隆崇院 建物	1	
倉庫(旧明日香邸) 建物	1,520,246	
宝物館燈炬殿 建物	1,080,324	
構 築	物	
御影堂保存修理	45,354,593	
納骨堂	521,674,628	
宗務院	101,285,599	
大駐車場	4	
南宿舎駐車場	42,314,098	
倉庫(旧明日香邸)	7,402,588	
宝物館燈炬殿	3	
	669,240	
	5,029,030	
	45,870,636	

科 目	金 額
車 両	236,846
車両全体	236,846
什 器 備 品	172,685,091
宗務院関係	6,444,866
納骨堂関係	136,875,376
御影堂関係	379,659
南宿舎隆崇院関係	341,920
宝物館燈炬殿関係	6,930,589
宝物館 パソコン	48,995
宝物館 カメラ	205,357
宝物館 WEB会議システム	10,817
宝物館 光明LIVE配信	314,820
宝物館 中量棚	1,847,084
宝物館 撮影台	217,709
宝物館 展示ケース	10,526,749
宝物館 VR機器一式	8,234,316
宝物館 扇額	306,834
ソ フ ト ウ エ ア	3,526,813
投 資 有 価 証 券	619,796
㈱百五銀行 株式	619,796
長 期 貸 付 金	425,000,000
高 田 福 祉 事 業 協 会	425,000,000
そ の 他 固 定 資 産	9,130
納 骨 堂 引 当 特 定 資 産	280,457,538
百五銀行 定期預金	150,000,000
郵便振替口座(納骨堂)	21,177,403
ゆうちょ銀行 定額貯金	9,160,135
三重県債	30,000,000
国債	30,120,000
投資信託	10,000,000
投資信託	5,000,000
投資信託	5,000,000
投資信託	10,000,000
投資信託	10,000,000
退 職 給 与 引 当 特 定 資 産	21,594,388
百五銀行 定期預金	20,754,523
ゆうちょ銀行 定額貯金	839,865
固定資産合計	2,228,946,580
流動資産	
現 金 預 金	512,143,585
現 金 手 許 有 高 金	1,950,360
普 通 預 金	85,947,748
百五銀行	16,652,729
三十三銀行	1,159,757
郵便振替口座(財務部)	484,982
郵便振替口座(納骨堂)	9,416,753
百五銀行(墓地維持管理)	1,656,109
郵便振替口座(墓地維持管理)	7,011,904
郵便振替口座(蓮オーナー)	5,716,619
百五銀行(特別法要)	39,420,952
三十三銀行(特別法要)	2,025,479
ゆうちょ銀行(特別法要)	2,025,464
郵便振替口座(竹あかり)	377,000
定 期 預 金	424,245,477
百五銀行	49,245,477
第三銀行 一身田支店	165,000,000
百五銀行(特別法要)	200,000,000
三十三銀行(特別法要)	10,000,000

科 目		金 額	
貯	蔵 品	3,054,501	
	貯蔵品全体	3,054,501	
立	替 金	56,800	
	会費	28,800	
	その他	28,000	
未	収 金	18,848,813	
	水道光熱管理費	3,982,512	
	諸給与	4,358,006	
	日直宿直費	795,900	
	通勤補助費	1,524,216	
	福利厚生費	7,953,893	
	申物冥加金	125,000	
	進納所冥加金	109,286	
	流動資産合計	534,103,699	
	普通財産合計		2,763,050,279
	資産合計		15,708,584,509
【負債の部】			
固定負債			
退	職 給 与 引 当 金	21,594,388	
	固定負債合計		21,594,388
流動負債			
未	払 金	22,278,537	
	護持費	14,490	
	院号交付金	11,300,228	
	納骨壇交付金	1,705,000	
	福利厚生費	3,184,592	
	申物購入費	19,800	
	水道光熱管理費	1,074,650	
	諸給与	1,718,024	
	日直宿直費	220,400	
	通勤補助費	445,600	
	備人費	155,995	
	門室費	360,000	
	自動車諸費	35,801	
	諸雑費	38,028	
	諸消耗品費	60,028	
	納骨堂清掃費	10,660	
	通信印刷費	234,042	
	警備費	1,054,240	
	緑化管理費	15,100	
	真宗高田派	30,710	
	接待遇費	376,145	
	宝物館灯炬殿	171,504	
	共済会	40,000	
	三十三年忌法要	13,500	
前	受 金	50,780,000	
	墓地管理冥加金(令和7年度分)	2,665,000	
	墓地管理冥加金(令和8年度分)	390,000	
	墓地管理冥加金(令和9年度分)	5,000	
	恭敬冥加金 令和7年度	47,548,000	
	恭敬冥加金 令和8年度	64,000	
	恭敬冥加金 令和9年度	40,000	
	恭敬冥加金 令和10年度	56,000	
	恭敬冥加金 令和11年度	12,000	
預	り 金	3,417,626	
	所得税	408,581	
	社会保険料	3,009,045	
	流動負債合計		76,476,163
	負債合計		98,070,551
	正味財産		15,610,513,958

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法

(3) 有形固定資産（リース資産を含む。）及び無形減価償却資産の減価償却の方法

① 残存価額を零とする定額法により計上しております。

② リース資産について

所有権移転ファイナンス・リース及び1契約300万円以上の所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用する物件については、事業供用時に資産に計上し、リース料総額を負債に計上する方法を採用しております。

資産計上されたリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。

③ 減価償却引当特定資産と減価償却累計額の差額は下記のとおりです。

(単位：円)

減価償却引当特定資産	0
減価償却累計額の合計額	2,257,361,563
差引：不足額	2,257,361,563

(4) 引当金の計上基準

退職給与引当金については、期末に在職する職員の退職給与要支給額の合計額のうち、当法人負担額（宗教法人真宗高田派が3割負担、当法人が7割負担）を引当金として計上しております。

なお、退職給与引当特定資産は、将来の職員退職金の支給に備えるため退職給与引当金に等しい金額を積み立てております。当年度末における退職給与引当金と退職給与引当特定資産は下記のとおりです。

(単位：円)

退職給与引当特定資産	21,594,388
退職給与引当金	21,594,388
差 額	0

(5) 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、立替金、未払金、前受金、預り金を含めております。

なお、前期末及び当期末残高は、下記5に記載するとおりであります。

(6) 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項ありません。

3. 特別財産及び基本財産の増減額及びその残高

(単位：円)

科 目	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高
宝 物	86,935,857	0	0	86,935,857
什 物	55,087,528	0	0	55,087,528
特別財産合計	142,023,385	0	0	142,023,385
土 地	7,657,880,830	0	0	7,657,880,830
建 物	5,145,630,015	0	0	5,145,630,015
基本財産合計	12,803,510,845	0	0	12,803,510,845

4. 担保に提供している資産
該当事項ありません。

5. 次期繰越収支差額の内容 (単位：円)

科目	前年度末残高	当年度末残高
現金預金	580,192,673	512,143,585
未収金	19,314,312	18,848,813
立替金	36,800	56,800
合計	599,543,785	531,049,198
未払金	22,821,886	22,278,537
前受金	53,202,150	50,780,000
預り金	2,081,000	3,417,626
合計	78,105,036	76,476,163
次期繰越収支差額	521,438,749	454,573,035

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当年度末残高
建物	2,659,982,231	1,515,628,634	1,144,353,597
構築物	532,059,482	430,773,883	101,285,599
車両	3,325,262	3,088,416	236,846
什器備品	480,555,721	307,870,630	172,685,091
ソフトウェア	26,132,512	22,605,699	3,526,813
合計	3,702,055,208	2,279,967,262	1,422,087,946

7. 保証債務
該当事項ありません。

8. その他法人の収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項
特記事項ありません。

議案第3号

令和6年度 真宗高田派共済会歳入歳出決算

について別紙のとおり提出します

令和7年9月30日

宗務総長	大僧都	増田修誠
総務	中僧都	藤谷知良
総務	中僧都	弓削弘胤

令和6年度共済会収支計算書

令和6年6月 1日から令和7年5月31日

【収入の部】

(単位：円)

科 目	6年度予算額	6年度決算額	差 異
財産収入	[49,000]	[248,377]	[△ 199,377]
預金利子	3,000	182,298	△ 179,298
国公債利金	46,000	66,079	△ 20,079
掛金収入	[12,380,000]	[12,238,000]	[142,000]
寺院掛金	11,900,000	11,750,000	150,000
本山職員掛金	480,000	488,000	△ 8,000
繰入金収入	[1,000,000]	[1,000,000]	[0]
高田派回金	1,000,000	1,000,000	0
償還金	[1,512,000]	[2,672,000]	[△ 1,160,000]
償還金	1,512,000	2,672,000	△ 1,160,000
雑収入	[6,000]	[12,000]	[△ 6,000]
雑収入	6,000	12,000	△ 6,000
積立金取崩収入	[6,000,000]	[6,022,695]	[△ 22,695]
国公債償還	6,000,000	6,000,000	0
定期預金	0	22,695	△ 22,695
前期繰越収支差額	[18,000,000]	[16,585,539]	[1,414,461]
収入合計	38,947,000	38,778,611	168,389

【支出の部】

科 目	6年度予算額	6年度決算額	差 異
給付金	[12,000,000]	[5,320,000]	[6,680,000]
祝金・見舞金	2,000,000	320,000	1,680,000
香料	5,000,000	2,800,000	2,200,000
慰労金	5,000,000	2,200,000	2,800,000
奨学金・奨励金	[3,200,000]	[1,080,000]	[2,120,000]
奨学金	3,000,000	960,000	2,040,000
奨励金	200,000	120,000	80,000
印刷製本費	[1,450,000]	[1,432,200]	[17,800]
印刷製本費	1,450,000	1,432,200	17,800
事務費	[430,000]	[394,371]	[35,629]
諸手当	380,000	369,000	11,000
雑費	50,000	25,371	24,629
積立金繰入支出	[6,000,000]	[5,953,720]	[46,280]
国公債	6,000,000	5,953,720	46,280
予備費	[2,000,000]	[0]	[2,000,000]
支出合計	25,080,000	14,180,291	10,899,709
次期繰越収支差額	[13,867,000]	[24,598,320]	[△ 10,731,320]

正味財産増減計算書

令和6年6月1日から令和7年5月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
【増加の部】		
資産増加額		
当期収支差額	8,012,781	
積立金増加額	5,953,720	13,966,501
増加額合計		13,966,501
【減少の部】		
資産減少額		
負債増加額		
積立金減少額	6,022,695	6,022,695
減少額合計		6,022,695
当期正味財産増加額		7,943,806
前期繰越正味財産額		129,597,354
期末正味財産合計額		137,541,160

貸借対照表

令和7年5月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
【資金の部】		
流動資金		
現金預金	24,598,320	
流動資金合計		24,598,320
固定資産		
積立金	112,942,840	
固定資産合計		112,942,840
資 産 合 計		137,541,160
【正味財産の部】		
正味財産		137,541,160
(うち当期正味財産増加額)		(7,943,806)
負債及び正味財産合計		137,541,160

参考資料 財産目録

令和7年5月31日現在

(単位：円)

科 目	金	額
【資金の部】		
流動資金	24,598,320	
現金預金	24,598,320	
普通預金	22,453,274	
百五銀行	22,390,128	
三十三銀行	46,860	
ゆうちょ銀行	16,286	
預け金	2,145,046	
岡三証券	2,145,046	
流動資産合計		24,598,320
【積立金の部】		
積立金	112,942,840	
定期預金・百五銀行	92,000,000	
定期預金・三十三銀行	7,000,000	
国・公債	13,942,840	
大阪府公債（償還日2027/5/28）	2,000,000	
三重県債（償還日2028/12/25）	2,000,000	
三重県債（償還日2032/12/24）	2,000,000	
国債374回（償還日2034/3/20）	1,989,120	
国債374回（償還日2034/3/20）	3,996,440	
国債377回（償還日2034/12/20）	1,957,280	
積立金合計		112,942,840
資産合計		137,541,160

議案第 4 号

令和 6 年度 高田派法主褒賞特別会計歳入歳出決算

について別紙のとおり提出します

令和 7 年 9 月 30 日

宗務総長	大僧都	増 田 修 誠
総 務	中僧都	藤 谷 知 良
総 務	中僧都	弓 削 弘 胤

令和6年度 高田派法主褒賞特別会計歳入歳出決算

収支計算書

令和6年6月1日から 令和7年5月31日まで

(単位:円)

科 目	本年度予算額	決算額	差異	備考
【歳入の部】				
資産管理収入	100	154	△ 54	
諸利子	100	154	△ 54	
基金取崩収入	500,000	0	500,000	
法主褒賞特別基金取崩収入	500,000	0	500,000	
当期収入合計(A)	500,100	154	499,946	
前期繰越収支差額	131,024	131,024	0	
収入合計(B)	631,124	131,178	499,946	
【歳出の部】				
委員会支出	86,000	0	86,000	
委員会手当旅費	66,000	0	66,000	
会議費	20,000	0	20,000	
褒賞費	440,000	98,160	341,840	
記念品費	400,000	49,500	350,500	
扱費	40,000	48,660	△ 8,660	
諸雑費	880	1,380	△ 500	
手数料支出	880	1,380	△ 500	
当期支出合計(C)	526,880	99,540	427,340	
当期収支差額(A)-(C)	△ 26,780	△ 99,386	72,606	
次期繰越収支差額(B)-(C)	104,244	31,638	72,606	

正味財産増減計算書

令和6年6月1日から 令和7年5月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		備考
【増加の部】			
資産増加額			
資産増加額合計		0	
【減少の部】			
資産減少額			
当期収支差額	99,386		
資産減少額合計		99,386	
当期正味財産減少額		99,386	
前期繰越正味財産額		4,931,024	
期末正味財産合計額		4,831,638	

貸借対照表

令和7年5月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		備考
【資産の部】			
普通預金	31,638		
基金	4,800,000		
資産合計		4,831,638	
【正味財産の部】			
正味財産		4,831,638	
正味財産合計		4,831,638	

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金(普通預金)であります。

2. 基金の増減額及びその残高は、次のとおりであります。(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基 金	4,800,000	0	0	4,800,000
基金合計	4,800,000	0	0	4,800,000

3. 担保に提供している資産

該当事項ありません。

4. 次期繰越収支差額の内容 (単位:円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
普 通 預 金	131,024	31,638
次期繰越収支差額	131,024	31,638

5. 保証債務

該当事項ありません。

6. その他法人の収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項

特記事項ありません。

以上

財 産 目 録

令和7年5月31日現在

(単位:円)

科 目	内 容	金 額
普 通 預 金	百五銀行・一身田支店・普通預金	31,638
基 金	百五銀行・一身田支店・定期預金	4,800,000
	財 産 合 計	4,831,638

議案第5号

令和6年度 専修寺聖教保存修理特別会計歳入歳出 決算

について別紙のとおり提出します

令和7年9月30日

宗務総長	大僧都	増田修誠
総務	中僧都	藤谷知良
総務	中僧都	弓削弘胤

令和6年度地域文化財総合活性化事業
重文 専修寺聖教 美術工芸品保存修理事業特別会計歳入歳出決算
 収 支 計 算 書

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

歳入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	決算額	
国庫補助金	[2,183,000]	[2,183,000]	
国庫補助金	(2,183,000)	(2,183,000)	
国庫補助金	2,183,000	2,183,000	
三重県補助金	[397,000]	[397,000]	
三重県補助金	(397,000)	(397,000)	
三重県補助金	397,000	397,000	
津市補助金	[198,000]	[198,000]	
津市補助金	(198,000)	(198,000)	
津市補助金	198,000	198,000	
所有者負担金	[1,214,660]	[1,208,500]	
所有者負担金	(1,214,660)	(1,208,500)	
所有者負担金	1,214,660	1,208,500	
雑収入	[0]	[0]	
雑収入	(0)	(0)	
雑収入	0	0	
合 計	3,992,660	3,986,500	

歳出の部

科 目	本年度予算額	決算額	
総事業費	[3,979,460]	[3,972,530]	
請負費	(3,957,690)	(3,957,690)	松鶴堂保存修理請負費
人件費	1,698,000	1,698,000	
原材料費	24,400	24,400	
直接経費	1,867,800	1,867,800	
特別経費	7,000	7,000	
技術料等経費	700	700	
消費税	359,790	359,790	
活用事業費	(21,770)	(14,840)	
報償費	10,000	11,100	
旅費	5,000	0	
需用費	6,770	3,740	
その他の経費	[13,200]	[13,970]	
その他の経費	(13,200)	(13,970)	
需用費	13,200	13,970	公式写真代
合 計	3,992,660	3,986,500	

議案第 6 号

令和 7 年度 専修寺歳入歳出補正予算（案）

について別紙のとおり提出します

令和 7 年 9 月 30 日

宗務総長	大僧都	増 田 修 誠
総 務	中僧都	藤 谷 知 良
総 務	中僧都	弓 削 弘 胤

令和7年度 専修寺歳入歳出補正予算(案)

令和7年6月1日～令和8年5月31日

歳入の部

(単位:円)

科 目	7年度予算額	補正予算額	補正後予算額
1. 宗教活動収入	[269,150,000]	[12,700,000]	[281,850,000]
1. 諸進納金	(86,300,000)	(12,700,000)	(99,000,000)
1. 進納所具加金	3,000,000	0	3,000,000
2. 申物具加金	77,000,000	0	77,000,000
3. 賽銭	6,000,000	0	6,000,000
4. 特別懇志金	300,000	12,700,000	13,000,000
2. 納骨堂具加金	(179,300,000)	(0)	(179,300,000)
1. 浄華台具加金	91,500,000	0	91,500,000
2. 納骨堂加入具加金	14,000,000	0	14,000,000
3. 納骨壇移転具加金	800,000	0	800,000
4. 納骨壇永年管理具加金	2,000,000	0	2,000,000
5. 懇志金	3,000,000	0	3,000,000
6. 恭敬具加金	68,000,000	0	68,000,000
3. 墓地具加金	(3,550,000)	(0)	(3,550,000)
1. 墓地管理具加金	3,500,000	0	3,500,000
2. その他具加金	50,000	0	50,000
2. 資産管理収入	[1,200,000]	[0]	[1,200,000]
1. 資産運用収入	(1,200,000)	(0)	(1,200,000)
1. 諸利子	1,200,000	0	1,200,000
3. 雑収入	[12,250,000]	[0]	[12,250,000]
1. 雑収入	(4,600,000)	(0)	(4,600,000)
1. 雑収入	3,000,000	0	3,000,000
2. 懇志金その他非課税収入	1,600,000	0	1,600,000
2. 蓮の会収入	(2,500,000)	(0)	(2,500,000)
1. 蓮の会年会費	2,500,000	0	2,500,000
3. 宝物館収入	(4,150,000)	(0)	(4,150,000)
1. 観覧料収入	4,000,000	0	4,000,000
2. グッズ等販売収入	150,000	0	150,000
4. 竹あかり収入	(1,000,000)	(0)	(1,000,000)
1. 懇志金	1,000,000	0	1,000,000
4. 貸付金回収収入	[25,000,000]	[0]	[25,000,000]
5. 特定資産取崩収入	[3,793,750]	[2,300,000]	[6,093,750]
1. 特定資産取崩収入	(3,793,750)	(2,300,000)	(6,093,750)
1. 納骨堂引当金取崩収入	592,000	2,300,000	2,892,000
2. 退職給与引当金取崩収入	3,201,750	0	3,201,750
6. 前年度繰越収支差額	[460,638,364]	[0]	[460,638,364]
合 計	772,032,114	15,000,000	787,032,114

歳出の部

科 目	7年度予算額	補正予算額	補正後予算額
1. 宗教活動支出	[184,030,440]	[15,000,000]	[199,030,440]
1. 門室費	(33,100,000)	(0)	(33,100,000)
1. 門室費	33,100,000	0	33,100,000
2. 維持費	(21,977,000)	(15,000,000)	(36,977,000)
1. 護持費	7,214,000	0	7,214,000
2. 恭敬費	1,200,000	0	1,200,000
3. 事務費	3,600,000	0	3,600,000
4. 扱待遇費	1,969,000	0	1,969,000
5. 団参清掃費	70,000	0	70,000
6. 協賛費	524,000	0	524,000
7. 申物購入費	3,400,000	0	3,400,000
8. 調度費	1,750,000	0	1,750,000
9. 文化財保存費	2,250,000	0	2,250,000
10. 至心院殿葬儀	0	15,000,000	15,000,000
3. 管理費	(88,998,000)	(0)	(88,998,000)
1. 自動車諸費	1,400,000	0	1,400,000
2. 水道光熱管理費	14,000,000	0	14,000,000
3. 緑化管理費	3,300,000	0	3,300,000
4. 通信印刷費	5,280,000	0	5,280,000
5. 諸消耗品費	1,730,000	0	1,730,000
6. リース料	50,000	0	50,000
7. 損害保険料	3,400,000	0	3,400,000
8. 土地借用料	900,000	0	900,000
9. 租税公課	800,000	0	800,000
10. 警備費	4,500,000	0	4,500,000
11. 雑費	2,138,000	0	2,138,000
12. 防火設備費	5,500,000	0	5,500,000
13. 営繕補修費	46,000,000	0	46,000,000
4. 納骨堂費	(6,168,000)	(0)	(6,168,000)
1. 法会費	3,758,000	0	3,758,000
2. 記念品費	400,000	0	400,000
3. 納骨堂清掃費	2,010,000	0	2,010,000
5. 宝物館費	(14,297,440)	(0)	(14,297,440)
1. 展示活動費	2,150,000	0	2,150,000
2. 保存管理活動費	8,945,000	0	8,945,000
3. 研究費	200,000	0	200,000
4. 教育・普及活動費	50,000	0	50,000
5. グッズ制作費	200,000	0	200,000

科 目	7年度予算額	補正予算額	補正後予算額
6. 広報物制作費	332,000	0	332,000
7. 諸会議費	192,000	0	192,000
8. 施設維持保守管理費	2,228,440	0	2,228,440
6. 行事費	(4,610,000)	(0)	(4,610,000)
1. 業務委託費	2,980,000	0	2,980,000
2. 広告宣伝活動費	450,000	0	450,000
3. 記念品費	350,000	0	350,000
4. 警備費	800,000	0	800,000
5. 消耗品費	30,000	0	30,000
7. 墓地費	(1,380,000)	(0)	(1,380,000)
1. 維持管理費	1,300,000	0	1,300,000
2. 諸雑費	80,000	0	80,000
8. 交付金	(13,500,000)	(0)	(13,500,000)
1. 院号交付金	13,000,000	0	13,000,000
2. 納骨壇加入交付金	500,000	0	500,000
2. 人件費	[158,661,750]	[0]	[158,661,750]
1. 給料手当	(158,661,750)	(0)	(158,661,750)
1. 諸給与	126,000,000	0	126,000,000
2. 備人費	3,000,000	0	3,000,000
3. 日直宿直費	1,890,000	0	1,890,000
4. 通勤補助費	3,570,000	0	3,570,000
5. 福利厚生費	21,000,000	0	21,000,000
6. 退職手当	3,201,750	0	3,201,750
3. 繰入金支出	[8,984,424]	[0]	[8,984,424]
1. 特別会計繰入金支出	(8,984,424)	(0)	(8,984,424)
1. 専修寺聖教保存修理特会繰入金支出	1,283,424	0	1,283,424
2. 国宝専修寺如来堂美観向上整備特会繰入金支出	7,701,000	0	7,701,000
4. 資産取得支出	[6,885,000]	[0]	[6,885,000]
1. 什器備品取得支出	(885,000)	(0)	(885,000)
2. ソフトウェア取得支出	(6,000,000)	(0)	(6,000,000)
5. 特定資産支出	[467,750]	[0]	[467,750]
1. 特定資産支出	(467,750)	(0)	(467,750)
1. 退職給与引当金繰入支出	467,750	0	467,750
6. 予備費	[1,000,000]	[0]	[1,000,000]
7. 次年度繰越収支差額	[412,002,750]	[0]	[412,002,750]
合 計	772,032,114	15,000,000	787,032,114

議案第7号

賦課金（義納金）改定について

について別紙のとおり提出します

令和7年9月30日

宗務総長	大僧都	増田修誠
総務	中僧都	藤谷知良
総務	中僧都	弓削弘胤

義納金(賦課金)の改定について

令和8年6月1日より

真宗高田派宗制 第256条 第4項に定める一定金額を9,500円とする

以上

議案第8号

「真宗高田派法規」の一部改正について

について別紙のとおり提出します

令和7年9月30日

宗務総長	大僧都	増田修誠
総務	中僧都	藤谷知良
総務	中僧都	弓削弘胤

現 行 規 程	改 正 後 規 程
<p>宗教法人『真宗高田派』規則 第七節 会計監査部 第三十四条 会計監査部は左に掲げる事項を監査する。 一 この法人、本山及び直属寺院の財産の管理及び経理の運営の状況</p> <p>第三章 寺院及び教会 (種類) 第三十九条 この宗派が包括する宗教団体は、本山、直属寺院、一般寺院及び教会とする。</p> <p>② 直属寺院は、本山と特別な関係がある寺院で、本寺、兼帯所及び別院とする</p> <p>(代表役員、責任役員及び代務者) 第四十三条 直属寺院の代表役員、責任役員及び代務者は当該寺院規則で定めるところによって選定された者につき法主の承認を得て、この法人の代表役員が任命する。</p> <p>宗教法人真宗高田派宗制 第五章 宗議会 第二百二十五条 宗義会議員は、内局、直属寺院の役員及び他の宗務機関の役職員を兼ねることができない。 第二百五十八条 会計監査部は、左の事項に付いて監査を行う。 四 直属寺院の収支決算 第九章 寺院、教会、その他所属団体 第一節 寺院 第七十五条 本山以外の寺院で、法主が住職となる本寺、兼帯所、別院を本山の直属寺院とする。 ② 本寺とは、宗祖の建立された栃木県芳賀郡二宮町高田にある専修寺をいう</p> <p>第七十六条 直属寺院に輪番を置いて事務を掌理させる。 ② 直属寺院に副輪番を置くことができる。 第七十八条 本山並びに直属寺院の住職及び総代は当該寺院の規則で定めるところによって就任する 第七十九条 本山並びに直属寺院に関する規程は宗規で定める 第八十条 本山並びに直属寺院以外の寺院を一般寺院という。</p> <p>第十章 教師及び僧侶 第一節 教師 第二百三条 次の各号の一に該当する者は、教師になることはできない。 一 禁こ以上の刑に処せられた者。ただし、刑の執行を終わり、または執行を受けないことになった後、三年以上を経過した者はこの限りでない。</p>	<p>宗教法人『真宗高田派』規則 第七節 会計監査部 第三十四条 会計監査部は左に掲げる事項を監査する。 一 この法人、本山、<u>本寺</u>及び直属寺院の財産の管理及び経理の運営の状況</p> <p>第三章 寺院及び教会 (種類) 第三十九条 この宗派が包括する宗教団体は本山、<u>本寺</u>、直属寺院、一般寺院及び教会とする ② <u>本寺</u>は宗祖が建立された寺院で本山の起源である。 ③ 直属寺院は、本山と特別な関係がある寺院で、兼帯所及び別院とする</p> <p>(代表役員、責任役員及び代務者) 第四十三条 <u>本寺</u>、直属寺院の代表役員、責任役員及び代務者は当該寺院規則で定めるところによって選定された者につき法主の承認を得て、この法人の代表役員が任命する。</p> <p>付則 ①この規則の変更は文部科学大臣の認証の交付を受けた日(令和 年 月 日)より施行する。</p> <p>宗教法人真宗高田派宗制 第五章 宗議会 第二百二十五条 宗義会議員は、内局、<u>本寺</u>、直属寺院の役員及び他の宗務機関の役職員を兼ねることができない。 第二百五十八条 会計監査部は、左の事項に付いて監査を行う。 四 <u>本寺</u>、直属寺院の収支決算 第九章 寺院、教会、その他所属団体 第一節 寺院 第七十五条 本山以外の寺院で法主が住職となるのは<u>本寺</u>、直属寺院の兼帯所、別院とする。 ② 本寺とは、宗祖の建立された栃木県真岡市高田にある専修寺をいう。</p> <p>第七十六条 <u>本寺</u>、直属寺院に輪番を置いて事務を掌理させる。 ② <u>本寺</u>、直属寺院に副輪番を置くことができる。 第七十八条 本山、<u>本寺</u>並びに直属寺院の住職及び総代は当該寺院の規則で定めるところによって就任する 第七十九条 本山、<u>本寺</u>並びに直属寺院に関する規程は宗規で定める 第八十条 本山、<u>本寺</u>並びに直属寺院以外の寺院を一般寺院という。</p> <p>第十章 教師及び僧侶 第一節 教師 第二百三条 次の各号の一に該当する者は、教師になることはできない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者。ただし、刑の執行を終わり、または執行を受けないことになった後、三年以上を経過した者はこの限りでない。</p>

真宗高田派宗規程

宗規第一号

法主継承規程

第二条 法主は、在職中本山専修寺及び直屬寺院の住職に就任しなければならない。

宗規第二号

第二章 選挙権及び被選挙権

第六条 左に掲げるものは、選挙権も被選挙権も有しない。

三 禁こ以上の刑に処せられその執行を終わらない者、及び執行猶予期間中の者

宗規第九号

礼録金及び冥加金規定

第二条

2 住職・教会主管者拝命礼録金 拝命者の身分堂班に応じ、次の各号に定める堂班別の金額とする。

一 特別上座 一等	140,000円
二 々 二等	130,000円
三 々 三等	125,000円
四 上座 一等	110,000円
五 々 二等	105,000円
六 々 三等	100,000円
七 准上座 一等	90,000円
八 々 二等	80,000円
九 々 三等	75,000円
十 准上座格 一等	74,000円
十一 々 二等	73,000円
十二 々 三等	72,000円
十三 院家首席 一等	70,000円
十四 々 二等	68,000円
十五 院家 一等	66,000円
十六 々 二等	64,000円
十七 老分 一等	62,000円
十八 々 二等	60,000円
十九 中老 一等	58,000円
二十 々 二等	57,000円
二十一 大衆 分	56,000円

6 得度式礼録金 寺格堂班に応じ、次の各号に定める堂班別の金額とする。

一 特別上座 一等	260,000円
二 々 二等	250,000円
三 々 三等	240,000円
四 上座 一等	230,000円
五 々 二等	220,000円

付則 この規則は令和七年十月一日より施行する。

付則

1 第二百五十六條第四項の一定金額を9,500円とする。

2 この宗制は令和八年六月一日より施行する。

真宗高田派宗規程

宗規第一号

法主継承規程

第二条 法主は、在職中本山専修寺、本寺及び直屬寺院の住職に就任しなければならない。

付 則 この宗規は令和 年 月 日から施行する。

宗規第二号

第二章 選挙権及び被選挙権

第六条 左に掲げるものは、選挙権も被選挙権も有しない。

三 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わらない者、及び執行猶予期間中の者

付則 この規則は令和七年十月一日より施行する。

宗規第九号

礼録金及び冥加金規定

第二条

2 住職・教会主管者拝命礼録金 拝命者の身分堂班に応じ、次の各号に定める堂班別の金額とする。

一 特別上座 一等	190,000円
二 々 二等	176,000円
三 々 三等	170,000円
四 上座 一等	149,000円
五 々 二等	143,000円
六 々 三等	136,000円
七 准上座 一等	122,000円
八 々 二等	109,000円
九 々 三等	102,000円
十 准上座格 一等	100,000円
十一 々 二等	99,000円
十二 々 三等	98,000円
十三 院家首席 一等	95,000円
十四 々 二等	92,000円
十五 院家 一等	90,000円
十六 々 二等	87,000円
十七 老分 一等	84,000円
十八 々 二等	81,000円
十九 中老 一等	79,000円
二十 々 二等	77,000円
二十一 大衆 分	76,000円

6 得度式礼録金 寺格堂班に応じ、次の各号に定める堂班別の金額とする。

一 特別上座 一等	325,000円
二 々 二等	313,000円
三 々 三等	300,000円
四 上座 一等	288,000円
五 々 二等	275,000円

六	々	三等	210,000円
七	准上座	一等	200,000円
八	々	二等	195,000円
九	々	三等	190,000円
十	准上座格	一等	180,000円
十一	々	二等	175,000円
十二	々	三等	170,000円
十三	院家首席	一等	160,000円
十四	々	二等	155,000円
十五	院家	一等	150,000円
十六	々	二等	145,000円
十七	老分	一等	140,000円
十八	々	二等	135,000円
十九	中老	一等	130,000円
二十	々	二等	125,000円
二十一	大衆分		120,000円

7 堂班昇進礼録金 寺格及び身分堂班の昇進に対する礼録金は、次の各号に定める金額とする。

一	特別上座	一等	27,000円
二	々	二等	22,000円
三	々	三等	21,000円
四	上座	一等	20,000円
五	々	二等	19,000円
六	々	三等	18,000円
七	准上座	一等	17,000円
八	々	二等	16,000円
九	々	三等	15,000円
十	准上座格	一等	14,000円
十一	々	二等	13,000円
十二	々	三等	12,000円
十三	院家首席	一等	11,000円
十四	々	二等	10,000円
十五	院家	一等	9,000円
十六	々	二等	8,000円
十七	老分	一等	7,000円
十八	々	二等	6,000円
十九	中老	一等	5,000円
二十	々	二等	4,000円

宗規第十一号 直属寺院規程

六	々	三等	263,000円
七	准上座	一等	250,000円
八	々	二等	244,000円
九	々	三等	238,000円
十	准上座格	一等	225,000円
十一	々	二等	219,000円
十二	々	三等	213,000円
十三	院家首席	一等	200,000円
十四	々	二等	194,000円
十五	院家	一等	188,000円
十六	々	二等	181,000円
十七	老分	一等	175,000円
十八	々	二等	169,000円
十九	中老	一等	163,000円
二十	々	二等	156,000円
二十一	大衆分		150,000円

7 堂班昇進礼録金 寺格及び身分堂班の昇進に対する礼録金は、次の各号に定める金額とする。

一	特別上座	一等	30,000円
二	々	二等	25,000円
三	々	三等	24,000円
四	上座	一等	23,000円
五	々	二等	22,000円
六	々	三等	21,000円
七	准上座	一等	20,000円
八	々	二等	19,000円
九	々	三等	18,000円
十	准上座格	一等	17,000円
十一	々	二等	16,000円
十二	々	三等	15,000円
十三	院家首席	一等	14,000円
十四	々	二等	13,000円
十五	院家	一等	12,000円
十六	々	二等	11,000円
十七	老分	一等	10,000円
十八	々	二等	9,000円
十九	中老	一等	8,000円
二十	々	二等	7,000円

付 則

1 この規定は、令和八年六月一日より施行する。

宗規第十一号 本寺規程

第一条 この規程は、宗教法人真宗高田派宗制（以下「宗制」という。）第一百七十九条の規定に基づき本寺に関する事項について定める

第二条 本寺とは、真宗高田派法主（以下「法主」という。）が住職を兼務し、真宗高田派宗務総長（以下「宗務総長」という。）が管理する寺院をいう。

第三条 わが宗派の本寺を左の一つとする。

一 本 寺 栃木県真岡市高田一四八二番地

真宗高田派本寺専修寺

第四条 本寺は真宗高田派が包括する寺院並に檀信徒によって永世護持されるものとする。

2 本寺護持地域の寺院並びに檀信徒は、本寺の護持発展に務めなければならない。

第五条 本寺に輪番を置き、事務を掌理させる。

2 輪番は、宗務総長の指揮監督を受け、法務その他の事務を掌り、本寺を代表する。

第六条 輪番は、本寺の規則に基づき選定し、宗務総長の申達によって法主が任命する。

2 輪番の任期は、四年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠輪番の任期は、前任者の残任期間とする。

4 輪番は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任する時まで、なおその職務を行わなければならない。

第七条 輪番が左の各号の一に該当する場合は、輪番代務者（以下「代務者」という。）を置かなければならない。

一 死亡その他の事由によりかけた場合において、速やかにその後任を選ぶことができないとき。

二 病気その他の事由により、三ヶ月以上その職務を行うことができないとき。

2 代務者の選定は、本寺の役員が協議して行うものとする。

3 代務者の任命は、宗務総長の申達によって法主が行う。

4 代務者は、その置くべき理由がやんだときは、速やかにその職を退かなければならない。

第八条 本寺には、輪番を補佐し、あるいは、輪番の代務を行うため、副輪番を置くことができる。

2 副輪番は、護持地域の寺院住職又は前住職である者の中から輪番が選定する。

3 副輪番の任命申請は、前項の規定により選定された者について、輪番が本寺の責任役員、総代及び選任された者の同意を得て、所定の申請書に、選定された者の住民票及び身分証明書添えて、宗務総長に行う。

4 副輪番の任命は、前項の規定による申請に基づき、法主の承認を得て、宗務総長が行う。

5 副輪番の任期は、本寺の輪番の在任期間と同様とする。

第九条 本寺に左の職員を置き、寺務を分掌させることができる。

一 佑事 若干名

二 承事 若干名

三 その他の職員 若干名

2 宗務総長は本寺に高田派宗制第四十二条における職員を派遣し、前項の職員として任命することができる。

第十条 前条第一号に定める佑事は、護持地域の寺院住職、前住職、及び副住職の中から輪番が推薦し、宗務総長が任命する。

2 前条第二号に定める承事は、護持地域の寺院に所属する教師又は高田派の教師の中から輪番が推薦し、宗務総長が任命する。

3 前条第三号に定めるその他の職員は、その必要に応じ、輪番が選任し任命又は委嘱する。ただし、宗務総長に報告しなければならない。

第十一条 佑事及び承事の任期は、四年とする。ただし、再任を妨げない。

第十二条 本寺に総代若干名を置き、維持経営に参画させる。

2 総代は、護持地域の寺院住職、前住職並びに檀信徒の中から衆望のある者を輪番が推薦し、宗務総長が任命又は委嘱する。

3 総代の任期は、四年とする。ただし、再任を妨げない。

第十三条 本寺に評議員若干名を置き、当該寺院の規則の改廃、予算案その他の事項を議決し、決量を審査する。

<p>宗規第十一号 直属寺院規程</p> <p>第三条 わが宗派の直属寺院を左の三つとする。</p> <p>一 本 寺 栃木県真岡市高田一四八二番地 真宗高田派本寺専修寺</p> <p>二 兼帯所 三重県鈴鹿市三日市二丁目十八番十八号 真宗高田派 如来寺</p> <p>三重県鈴鹿市三日市二丁目二十一番十一号 真宗高田派 太子寺</p> <p>三 別院</p> <p>第十条 直属寺院に左の職員を置き、寺務を分掌させることができる。</p> <p>一 佑事 若干名</p> <p>二 承事 若干名</p> <p>三 その他の職員 若干名</p> <p>第十四条 直属寺院に評議員若干名を置き、当該寺院の規則の改廃、予算案その他の事項を議決し、決算を審査する。</p> <p>2 評議員は、護持地域の寺院住職並に檀信徒の中から衆望のある者を輪番が推薦し、宗務総長が任命又は委嘱する。</p> <p>宗規第十七号 住職・住職代務者・副住職規定</p> <p>第十条 第六条及び第七条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、住職及び副住職となることが出来ない。</p> <p>四 禁こ以上の刑に処せられた者。ただし、刑の執行を終わり、</p>	<p>2 評議員は、護持地域の寺院住職、前住職並に檀信徒の中から衆望のある者を輪番が推薦し、宗務総長が任命又は委嘱する。</p> <p>3 評議員の任期は、四年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>第十四条 本寺の輪番並に役員に協力して、本寺の興隆発展を図るため、世話方若干名を委嘱する。</p> <p>2 世話方は、護持地域の檀信徒のうちから衆望の備するものを輪番が推薦し、宗務総長が委嘱する。</p> <p>3 世話方は、本寺の業務について、勧告又は助言をすることができる。</p> <p>第十五条 本寺に理財員を置き、会計事務に当たらしめる。</p> <p>2 理財員は、評議員の中から互選し、輪番の申達によって宗務総長が任命又は委嘱する。</p> <p>3 理財員の任期は、評議員の任期と同様とする。</p> <p>第十六条 本寺の財務に関する事項は、本寺の規則の示すところに従うものとする。</p> <p>第十七条 本寺に所属の団体を組織し、又は公共事業を経営するときは、その名称、所在地、目的、事業機関、財務、その他必要な事項を記載した書類、及び評議員会の同意書を添えて、宗務総長に届け出なければならない。</p> <p>第十八条 本寺は、本寺寺院規則並にこの規程に基づき運営されなければならない。</p> <p>附 則 この宗規は、「規則」の登記した日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。</p> <p>宗規第十一号の二 直属寺院規程</p> <p>第三条 わが宗派の直属寺院を左の三つとする。</p> <p>一 兼帯所 三重県鈴鹿市三日市二丁目十八番十八号 真宗高田派 如来寺</p> <p>三重県鈴鹿市三日市二丁目二十一番十一号 真宗高田派 太子寺</p> <p>二 別院</p> <p>第十条 直属寺院に左の職員を置き、寺務を分掌させることができる。</p> <p>一 佑事 若干名</p> <p>二 承事 若干名</p> <p>三 その他の職員 若干名</p> <p>2 宗務総長は直属寺院に高田派宗制第四十二条における職員を派遣し、前項の職員として任命することができる。</p> <p>第十四条 直属寺院に評議員若干名を置き、当該寺院の規則の改廃、予算案その他の事項を議決し、決算を審査する。</p> <p>2 評議員は、護持地域の寺院住職、前住職並に檀信徒の中から衆望のある者を輪番が推薦し、宗務総長が任命又は委嘱する。</p> <p>附則 この規程は、令和 年 月 日から施行する</p> <p>宗規第十七号 住職・住職代務者・副住職規定</p> <p>第十条 第六条及び第七条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、住職及び副住職となることが出来ない。</p> <p>四 拘禁以上の刑に処せられた者。ただし、刑の執行を終わ</p>
--	---

<p>又は執行を受ける事がなくなった後、三年以上を経過した者を除く</p> <p>宗規第十二号 宗教法人真宗高田派会計規程 第四章 貸借対照表 (有価証券の取引及び処分) 第十五条 有価証券の取引の資金運用については、<u>第2項の限度額内において、宗務総長及び総務の承認を得たうえで、会計課長が行うものとする。</u> 2 <u>有価証券の新規購入は、年三千万円を限度とし、有価証券の運用総額は一億円を超えてはならない。</u> 3 <u>資金運用対象は、元本の価値変動が少なく安定的であり、確實な果実と元本償還が期待できるものでなければならない。</u></p>	<p>り、又は執行を受ける事がなくなった後、三年以上を経過した者を除く</p> <p><u>付則 この規則は令和七年十月一日より施行する。</u></p> <p>宗規第十二号 宗教法人真宗高田派会計規程 第四章 貸借対照表 (有価証券の取引及び処分) 第十五条 有価証券の取引の資金運用については、<u>別の規程により運用するものとする。</u></p> <p>2 削除 3 削除</p> <p><u>付則 この規程は令和七年十月二日から施行する。</u></p>
<p>宗規第十三号 宗教法人専修寺会計規程 第四章 貸借対照表 (有価証券の取引及び処分) 第十五条 有価証券の取引の資金運用については、<u>第2項の限度額内において、宗務総長及び総務の承認を得たうえで、会計課長が行うものとする。</u> 2 <u>有価証券の新規購入は、年三千万円を限度とし、有価証券の運用総額は一億円を超えてはならない。</u> 3 <u>資金運用対象は、元本の価値変動が少なく安定的であり、確實な果実と元本償還が期待できるものでなければならない。</u></p>	<p>宗規第十三号 宗教法人専修寺会計規程 第四章 貸借対照表 (有価証券の取引及び処分) 第十五条 有価証券の取引の資金運用については、<u>別の規程により運用するものとする。</u></p> <p>2 削除 3 削除</p> <p><u>付則 この規程は令和七年十月二日から施行する。</u></p>
<p>宗教法人「真宗高田派 別院」規則 第二章 第七節 (欠故) 第二十九条 左の各号の一に該当するものは、世話方となることができない。 三 禁こ以上の刑に処せられ、その施行の終わるまで又は施行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>宗教法人「真宗高田派 別院」規則 第二章 第七節 (欠故) 第二十九条 左の各号の一に該当するものは、世話方となることができない。 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その施行の終わるまで又は施行を受けることがなくなるまでの者。</p> <p><u>付則 この規則は令和七年十月一日より施行する。</u></p>

至心院殿葬儀御香儀芳名

至心院殿の葬儀に際しましては、派内御寺院より鄭重なる御弔慰並びに御芳志を賜り厚く御礼申し上げます。お蔭を以ちまして諸法事万端滞りなく相営み、先日、御廟にて御納骨式を厳修致しました。

ここに御香儀芳名を記し謝意を表します。

なお、御同行・一般の方々よりも御芳志を賜りましたが、御芳名の掲載は控えさせていただきます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ・ 本寺専修寺
- ・ 京都別院・京都別院輪番
- ・ 名古屋別院
- ・ 神戸別院・神戸別院輪番
- ・ 北海道別院
- ・ 福井別院

- ・ 関東別院
- ・ 横浜別院乗願寺

三重県第一組西部

- ・ 智慧光院
- ・ 玉保院
- ・ 慈智院
- ・ 厚源寺
- ・ 転入寺

三重県第一組東部

- ・ 成願寺住職
- ・ 勝樂寺住職
- ・ 明覚寺
- ・ 慈光寺住職・衆徒・坊守

三重県第二組甲部東

- ・ 万年寺
- ・ 大円寺
- ・ 善行寺
- ・ 満願寺

宗門のお知らせ

三重県第二組甲部西

- ・浄光寺住職
- ・啓運寺住職
- ・浄泉寺檀信徒一同

三重県第二組乙部

- ・願正寺住職・同行一同
- ・真楽寺住職・前住職

三重県第三組

- ・延命寺・延命寺住職・衆徒
- ・本徳寺
- ・光澤寺
- ・潮音寺
- ・教圓寺・教圓寺同行一同
- ・深正寺・深正寺住職・檀信徒一同・婦人会
- ・善徳寺
- ・心覚寺
- ・報恩寺
- ・彰見寺住職・副住職・坊守

上宮寺住職・坊守・前坊守

三重県第四組

- ・善休寺住職・檀信徒一同
- ・慈相寺

三重県第五組

- ・光徳寺
- ・仲安寺
- ・圓照寺・圓照寺住職

三重県第六組北部

- ・本楽寺・本楽寺檀信徒一同
- ・唯称寺住職

三重県第六組東部

- ・法性寺・法性寺副住職
- ・大誓寺・大誓寺住職
- ・永福寺住職

宗門のお知らせ

三重県第六組西部

- ・ 称名寺住職
- ・ 西方寺住職
- ・ 青巖寺
- ・ 真性寺
- ・ 義明寺坊守
- ・ 田仲寺

三重県第八組

- ・ 三縁寺
- ・ 迎接寺・迎接寺住職・前住職
- ・ 長盛寺
- ・ 明通寺・明通寺住職
- ・ 猷忠寺
- ・ 本照寺住職・前坊守

三重県第九組西部

- ・ 圓浄寺住職
- ・ 善福寺坊守
- ・ 浄見寺住職

西蓮寺住職

三重県第九組東部

- ・ 光現寺
- ・ 唯信寺
- ・ 照安寺
- ・ 普賢寺
- ・ 西生寺

三重県第十組

- ・ 浄芳寺住職・坊守・同行一同・婦人会
- ・ 延寿寺住職・坊守
- ・ 欣浄寺
- ・ 常照寺坊守
- ・ 信蓮寺住職・坊守
- ・ 因誓寺
- ・ 採蓮寺
- ・ 善性寺・善性寺女性部
- ・ 寶田寺・寶田寺住職・坊守・前坊守・仏教

婦人会

宗門のお知らせ

三重県第十一組東部

- ・ 浄泉寺
- ・ 西光寺
- ・ 光臺寺
- ・ 東光寺
- ・ 柳含寺
- ・ 満昌寺

三重県第十一組西部

- ・ 浄明寺
- ・ 浄福寺住職
- ・ 福専寺・福専寺住職・坊守・婦人会
- ・ 延命寺住職

三重県第十二組東部

- ・ 来岸寺住職
- ・ 本光寺
- ・ 光善寺住職
- ・ 安楽寺

- ・ 松仙寺住職・坊守

三重県第十三組

- ・ 浄源寺

三重県第十四組

- ・ 報国寺・報国寺住職
- ・ 正法寺坊守
- ・ 西林寺住職
- ・ 西蓮寺
- ・ 法光寺住職・婦人会
- ・ 松原寺・松原寺住職

三重県第十五組

- ・ 誓正寺
- ・ 誓信寺
- ・ 清福寺
- ・ 善性寺住職
- ・ 福泉寺・福泉寺檀信徒一同
- ・ 誓昌院
- ・ 永信寺

宗門のお知らせ

- ・法善寺
- ・西徳寺

三重県第十六組南部

- ・福萬寺・福萬寺檀信徒一同
- ・善照寺・善照寺檀信徒会

三重県第十六組北部

- ・青蓮寺
- ・浄国寺
- ・浄福寺・浄福寺同行一同

三重県第十六組北部

- ・保智院住職
- ・光善寺住職
- ・安性寺
- ・光輪寺・光輪寺住職

三重県第十七組北部

- ・深廣寺

- ・一乗寺住職
- ・西岸寺住職
- ・乘願寺

三重県第十七組南部

- ・教安寺・教安寺住職
- ・心光寺坊守
- ・唯願寺住職
- ・西法寺住職
- ・願正寺住職・坊守

三重県第十八組

- ・龍泉寺坊守・前坊守
- ・蓮光寺
- ・善教寺・善教寺婦人会
- ・興正寺
- ・成満寺住職・坊守・若坊守・婦人会
- ・立法寺・立法寺女人講
- ・聖洞寺住職
- ・中山寺住職・衆徒・坊守・前坊守・仏教

宗門のお知らせ

三重県第十九組乙

- ・願行寺

婦人会

- ・三誓寺

三重県第二十組

- ・常超院住職・同行

三重県第二十一組西部

- ・光明寺住職・副住職・檀信徒一同

- ・万性寺

- ・光福寺

- ・浄福寺住職

- ・大蓮寺坊守・仏教婦人会

三重県第二十二組西部

- ・誓休寺住職

- ・顯正寺住職

- ・金光寺住職

- ・欣浄寺・欣浄寺住職・前住職

- ・深藕寺

- ・誓元寺

- ・欣念寺

三重県第二十一組東部

- ・信福寺住職・同行一同

三重県第二十二組東部

- ・西運寺・西運寺坊守

- ・正行寺

- ・法林寺住職

- ・見潮寺前坊守

- ・真永寺住職・坊守

- ・養元寺住職・副住職・坊守

三重県第二十三組

宗門のお知らせ

・宗休寺

・善昌寺

・隨願寺住職・坊守

・隨念寺住職・坊守・前坊守・同行

・西光寺

・壽福院前住職

・常超院

三重県第二十四組甲東

・正念寺住職

三重県第二十四組甲西

・要泉寺・要泉寺住職・婦人会

三重県第二十四組乙部

・成泉寺住職・前坊守

・了性寺住職

・西蓮寺・西蓮寺女人講

三重県第二十五組南部

・唯信寺

・最勝寺坊守

・信光寺

・正法寺住職・檀信徒一同・仏教婦人会

・満流寺・満流寺婦人会

三重県第二十五組北部

・青龍寺

・專照寺

三重県第二十六組

・花山寺

・井福寺

・本覚寺住職・坊守・前坊守

・正圓寺住職・坊守

・常念寺住職

・願證寺住職

・眞臺寺

・常教寺住職

・光明寺住職

宗門のお知らせ

・海念寺

・常寶寺・常寶寺坊守

三重県第二十七組

・光蓮寺

・妙華寺

・浄徳寺住職・副住職

・西向寺住職

三重県第二十八組

・光明寺住職

・正蓮寺

・光泉寺住職

・栄松寺住職

・本念寺住職

直轄

・大仙寺

・欣浄寺

愛知県第一組

・至誠院

・久遠寺

・正覺寺

・願隆寺

・大園寺

・信名寺

・常樂寺

・正信寺

愛知県第二組

・善福寺住職

愛知県第三組

・万福寺

・幸蓮寺

・妙法寺前住職

・眞福寺住職

宗門のお知らせ

愛知県第四組

- ・蓮教寺
- ・明德寺

愛知県第五組

- ・満性寺住職
- ・聖洞寺
- ・浄泉寺・浄泉寺坊守・前坊守

愛知県第七組

- ・聖眼寺住職
- ・正太寺
- ・願成寺

愛知県第八組

- ・西光寺住職・前坊守

愛知県第九組

- ・西蓮寺

・貞印寺

・妙源寺

・宝乗寺

・松林寺(豊田)

・松林寺(名古屋)

静岡県

・光福寺住職

神奈川県

・空乗寺・空乗寺坊守

・専福寺

・成就院

・常専寺

・甚行寺

東京都

・壽林寺

・澄泉寺

・永福寺

宗門のお知らせ

- ・南松寺
- ・唯念寺
- ・本行寺
- ・願信寺
- ・善徳寺

滋賀県

- ・流泉寺住職

大阪府

- ・大阪組
- ・正覚寺住職
- ・聖賢寺
- ・浄福寺
- ・善友寺
- ・大乘寺

和歌山県

- ・崇賢寺住職

新潟県

- ・新潟組一同
- ・西願寺
- ・延命寺・延命寺副住職

福島県

- ・泰澄寺

長崎県

- ・専光寺

福井県第一組

- ・本流院
- ・常楽寺
- ・松樹院
- ・鳳生寺
- ・圓光寺
- ・要願寺
- ・勝願寺

宗門のお知らせ

- ・顯正寺
- ・願教寺(北潟)
- ・安養院
- ・西光寺
- ・勝光寺
- ・遠成寺
- ・信行寺
- ・寶林寺

福井県第二組

- ・仙福寺(福井)
- ・光照寺(三崎)住職
- ・勝鬘寺
- ・願生寺
- ・珠光寺
- ・勝林寺
- ・大願寺
- ・稱名寺(黒目)
- ・寶幢寺
- ・勝久寺

- ・教林寺
- ・法光寺
- ・浄善寺
- ・正行寺
- ・西方寺
- ・稱名寺(折立)・稱名寺(折立)支院
- ・西生寺
- ・聖徳寺
- ・専福寺(大野)
- ・真浄寺
- ・榮照寺

北海道

- ・北海道組
- ・浄暁寺・浄暁寺坊守・婦人会一同
- ・長正寺
- ・高山寺
- ・専覚寺
- ・専誠寺・専誠寺住職・坊守
- ・願誠寺住職・檀信徒一同

宗門のお知らせ

- ・弘専寺
- ・誠満寺
- ・真高寺
- ・莊嚴寺住職・檀信徒一同
- ・浄光寺
- ・聖賢寺
- ・願勝寺住職

有志団体

- ・高朋会

講社

- ・賽銭講
- ・開明社
- ・用度講
- ・御飯講
- ・七里講・七里講講長
- ・納所講

関係機関

- ・高田福祉事業協会
- ・高田光寿園
- ・高田真善会
- ・高田幼稚園
- ・三重県仏教保育協会
- ・真宗高田派仏教保育協会

【ご芳名表記について】

・原則として寺院番号順で掲載しております
・御寺院からの御香儀は寺院名にて、その他の御香儀は尊称にて掲載しております
・ご芳名カードの記載内容に合わせて掲載しております

第五十一回住職補任研修会報告

去る十月八日(水)午後より九日(木)午前中
まで、住職補任研修会が、教師六名参加の下に開
催されました。

尚、研修内容は次のとおりです。

真宗教義と高田派の歴史	九十分
宗教法人法・寺院規則	六十分
住職道・布教道	九十分
声明	九十分
晨朝参拝・説教聴聞	
法式・作法	九十分
参拝課業務案内	三十分
現状と課題(座談会)	六十分
	以上

本山行事予定

(十一月・十二月)

十一月三、四日	納骨堂法会
十一月五、十日	秋法会
十一月八、十日	資堂講法会
十二月八、十日	中興上人御正當



下付金のお知らせ

令和元年度分院号下付金、及び納骨壇加入下付金を専修寺正味財産に計上いたしました。

（令和七年五月三十一日付）

院号冥加金、及び納骨壇加入冥加金の下付金は納入された年度から、五ヶ年を経過したものは、専修寺正味財産に計上されるため、交付出来ませんの
で
ご
注
意
下
さ
い。

詳しくは宗務院財務課までお尋ね下さい。

宗門のお知らせ

納骨冥加金等の改定

下記の通り各種冥加金を改定いたします。ご周知いただきますようお願い申し上げます。

[改定実施日]

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 納骨冥加金 | 令和7年9月1日より |
| 2. 各種読経冥加金 | 令和7年9月1日より |
| 3. 納骨堂納骨壇年間恭敬冥加金 | 令和8年1月1日より |

記

1. 納骨冥加金 改定内容

種別	令和7年9月1日より
本山納骨	3万円以上

2. 各種読経冥加金 改定内容

種別	令和7年9月1日より
仏間読経	1万円以上
納骨壇前読経	3千円以上
臨時読経	3万円以上

3. 納骨堂納骨壇年間恭敬冥加金 改定内容

種別	現在	令和8年1月1日より
普通型	4千円以上	6千円以上
大型	8千円以上	1万1千円以上
特別型	2万4千円以上	3万円以上
第2納骨堂	4千円以上	6千円以上

以上

ご不明な点につきましては総合案内所までお問い合わせください。

真宗高田派本山専修寺 総合案内所

TEL 059-232-7234 (受付時間：午前9時から午後4時)

宗門のお知らせ

令和8年「お七夜竹あかり」協賛のお願い

令和8年報恩講(お七夜)期間中の1月9日～15日に報恩講参拝奨励行事として「お七夜竹あかり」を開催します。テーマを「竹あかり～やすらぎの光～」とし、みんなの竹あかりで極楽浄土を表現するというコンセプトのもと、応募のあった作品ひとつひとつの光で境内いっばいに極楽浄土として表現します。この竹あかりをご縁に、報恩講のへ多くの方が参拝していただき、報恩謝徳の心を伝えていきたいと考えております。

つきましては、ご寺院よりご協力を賜りたくお願い申し上げます。

1、寺院協賛竹あかり【協賛金額(特典)】

	50万円	30万円	10万円	5万円	1万円
名前	竹に直接名前を彫刻		印刷したものをラミネート加工して竹に貼り付け		
竹の本数	17本	7本	5本	4本	1本
サイズ 高さ	80cm ～3m	80cm ～3m	60cm ～1.7m	30cm ～1.2m	1m
Web 特設ページ協賛名	●	●	●	●	●
Web 特設ページ HP リンク	●	●	●		
開催チラシ 協賛名	●	●	●	●	●
報恩講しおり 協賛名	●	●	●	●	●
初夜参拝 中陣参拝	●	●	●		
非時共通券	50枚	30枚	10枚	5枚	1枚

2、寺院取りまとめ竹あかり【申し込み手順】 参加志 1,000円

- ① 作品用紙に寺院名と参加者のお名前を記入して作品を完成させてください。
- ② ご寺院で取りまとめいただき、申し込み用紙、作品用紙、参加志を竹あかり実行委員会まで提出してください。

※作品用紙はホームページより印刷してお使いいただくか、宗務院にもご用意がございます。

詳しくは専修寺ホームページ竹あかり特設ページをご確認ください。

真宗高田派本山専修寺内 竹あかり実行委員会 Mail: bamboo-illm@senjuji.or.jp

TEL 059-232-4171 FAX 059-232-1414

宗門のお知らせ

高田中学校・高田高等学校・高田短期大学 令和8年度 学生・生徒募集要項

中 学 校	6 年 制	<p>募集人員 男女 190名</p> <p>出 願 下記の期間内に出願手続きと調査書の郵送をおこなってください ■期間 令和7年12月1日(月)9:00 ~ 令和7年12月8日(月)15:00まで ■手続 ①志願者サイト内の【出願】よりお申し込み ②検定料14,000円を志願者サイトより決済 ・決済方法はクレジットカード、コンビニ支払、ペイジーから選択してください。 ・別途事務手数料が発生します。金額は決済前にご確認ください。</p> <p>■証明書の提出 令和7年12月1日(月) ~ 令和7年12月8日(月) 必着 ①調査書・・・取得および提出方法は9月開催予定の入試説明会后に志願者サイトでご案内します。 ②英検合格証明書(お持ちの方のみ) ……日本英語検定協会ホームページよりデジタル証明書を取得してください。 提出方法は志願者サイトの【資料はこちら】に掲載予定です。</p> <p>試 験 日 令和8年1月10日(土) 試 験 会 場 高田中学校</p>		
高 等 学 校	3 年 制	<p>募集人員 男女 560名 (内部進学者含む)</p> <p>出 願 期 間 令和7年12月1日(月)9:00 ~ 令和7年12月25日(木) 15:00まで</p> <p>出 願 手 続 ①志願者サイト内の【出願】よりお申し込み ②検定料14,000円を志願者サイトより決済 ・決済方法はクレジットカード、コンビニ支払、ペイジーから選択してください。 ・別途事務手数料が発生します。金額は決済前にご確認ください。</p> <p>試 験 日 令和8年1月25日(日) 試 験 会 場 高田高校・橋北中学校(津)・西橋内中学校・ユマニテクプラザ(四日市) ・受験票および志願者サイトでご案内します。</p>		
		<p>募 集 人 員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども学科 150名 ・キャリア育成学科 100名 <p style="text-align: center;">(オフィスワークコース・介護福祉コース)</p>		
		種 別	出 願 期 間	試 験 日
短 期 大 学	キ ャ リ ア 育 成 学 科 子 ど も 学 科	総合型選抜Ⅱ期	令和7年11月4日(火)～11月14日(金)必着	令和7年11月22日(土)
		一般推薦Ⅰ期		
		アスリート推薦		
		外国人留学生入試Ⅱ期 ※キャリア育成学科のみ実施	令和7年12月11日(木)～12月24日(水)必着	令和8年1月10日(土)
		一般推薦Ⅱ期		
		社会人等入試Ⅰ期		
		一般選抜Ⅰ期	令和8年1月23日(金)～2月2日(月)必着	令和8年2月6日(金)
		社会人等入試Ⅱ期		
		大学等卒業生入試		
		海外帰国生徒入試		
本学卒業生入試				
一般選抜Ⅱ期	令和8年2月24日(火)～3月2日(月)必着	令和8年3月6日(金)		
学校法人 高田学苑		高田中・高等学校 津市一身田町2843 TEL 059-232-2004 高田短期大学 津市一身田豊野195 TEL 059-232-2310		

宗門のお知らせ

真宗高田派共済会のご案内

●全寺院対象の共済制度●

真宗高田派共済会運営規程による各種制度

○見舞金

- ・本堂全焼及び全壊 100万円
- ・本堂半焼及び半壊 60万円
- ・庫裏全焼及び全壊 60万円

* 災害を証明する書類が必要

・境内地並境内建物が災害を被った時は、2万円をお見舞いする

* 被害総額が100万円以上の場合となります

○祝金

- ・本堂新築及び改築 60万円
- ・本堂を除く境内建物の新築および改築 10万円

* 工事費が1千万円以上の場合となります

* 高田派代表役員が発行した新築・改築の承認書と
工事契約書の写しが必要

○住職退職慰労金（住職の死亡から6ヶ月以内に申請のこと）

在任期間により給付金が異なります

- ・住職在任80年以上90年未満 90万円
- ・住職在任70年以上80年未満 80万円
- ・住職在任60年以上70年未満 70万円
- ・住職在任50年以上60年未満 60万円
- ・住職在任40年以上50年未満 50万円
- ・住職在任30年以上40年未満 40万円
- ・住職在任20年以上30年未満 30万円
- ・住職在任10年以上20年未満 20万円
- ・住職在任10年未満 10万円

○香料（退職から6ヶ月以内に申請のこと）

上記住職退職慰労金を適用する但し慰労金を支給された住職は該当しない

○真宗教学奨学金（毎年4月末日までに申請のこと）

- ・高等学校生及び真宗各派の専修学院生 月額 2万円 若干名
- ・大学生及び大学院生 月額 4万円 若干名
月額 8万円 若干名

○奨励金（毎年4月末日までに申請のこと）

共済会が指定した学校学部にて得度した者が入学したときに

4万円を支給します。

給付及び申請のお問い合わせは、下記の共済会担当までお尋ねください。

真宗高田派共済会 真宗高田派宗務院内

電話 059-232-4171 FAX 059-232-1414

人権擁護啓発活動重点項目

- 一、国際時代にふさわしい人権意識を育てよう。
- 一、子どもの人権を守ろう。
- 一、高齢者の人権を尊重しよう。
- 一、病気・部落などによる差別をなくそう。
- 一、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

「三重県人権教育基本方針」より抜粋

令和七年十月二十日印刷
令和七年十月二十日発行

三重県津市一身田町二八一九番地
電話（〇五九）二三三―四一七一
<http://www.senjui.or.jp>

真宗高田派本山専修寺

発行所 宗務院

振替〇〇一五〇一〇一五一九四番

印刷所 三重県津市一身田町七六五番地
相和印刷所

電話（〇五九）二三三―二〇七〇